

令和2年第2回

定例会会議録

会 期

令和2年6月10日（水）から
令和2年6月19日（金）まで

会 議 日

令和2年6月10日（水）
令和2年6月16日（火）
令和2年6月19日（金）

東 串 良 町 議 会

令和2年第2回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和2年6月10日 午前10時00分
散 会 令和2年6月10日 午前10時50分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊 重巳 7番 前田 隆

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	宮 地 利 行
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	天 神 康 男	農地課長兼農業委員会事務局長	前 田 秀 一
会計管理者	有 嶋 義 昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田 尾 勝
総務課長	江 口 勝 志	社会教育課長	吉 留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	総務課長補佐	上 野 史 生
福祉課長	吉 永 広 史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫 村 良 教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大 園 保 広 書 記 浜 屋 啓 子

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1号 令和元年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5 議案第35号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第36号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第37号 東串良町優良雌牛促進資金貸付基金条例の制定について

日程第 8 議案第38号 東串良町優良肉用繁殖雌牛更新促進事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 9 議案第39号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第40号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第41号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第42号 職員の特殊勤務手当支給条例の制定について

日程第 13 議案第43号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第3号）

日程第 14 議案第44号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1号 令和元年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5 議案第35号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第36号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第37号 東串良町優良雌牛促進資金貸付基金条例の制定について

日程第 8 議案第38号 東串良町優良肉用繁殖雌牛更新促進事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 9 議案第39号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第40号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第41号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第42号 職員の特殊勤務手当支給条例の制定について

日程第 13 議案第43号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第3号）

日程第 14 議案第44号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和 2 年第 2 回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、6 番 泊 重巳議員及び 7 番 前田 隆議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第 2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第 2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 19 日までの 10 日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 19 日までの 10 日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第 3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第 3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、教育産業常任委員会に付託しましたので、報告します。

また議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

◆ 日程第 4 報告第 1 号 令和元年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長（田之畑）

日程第 4 報告第 1 号 令和元年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

報告第 1 号 令和元年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項及び東串良町会計規則第 1 2 条第 3 項の規定により、繰越明許費の繰越額が確定したことから、繰越計算書を調整したので報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第 1 号 令和元年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◆ 日程第 5 議案第 3 5 号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

◆ 日程第 6 議案第 3 6 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

◆ 日程第 7 議案第 3 7 号 東串良町優良雌牛促進資金貸付基金条例の制定について

◆ 日程第 8 議案第 3 8 号 東串良町優良肉用繁殖雌牛更新促進事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

◆ 日程第 9 議案第 3 9 号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第１０ 議案第４０号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第１１ 議案第４１号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第１２ 議案第４２号 職員の特殊勤務手当支給条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第５ 議案第３５号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第１２ 議案第４２号 職員の特殊勤務手当支給条例の制定についてまでの８件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第３５号から議案第４２号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第３５号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、デジタル手続法が施行され、住民基本台帳法及び番号利用法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第３６号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令において、令和２年度からの消費税率１０％引上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施のため、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第３７号 東串良町優良雌牛促進資金貸付基金条例の制定について、御説明申し上げます。

肉用牛及び乳用牛の貸付基金を統廃合し、貸付基金の有効な運用を図るため、条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第３８号 東串良町優良肉用繁殖雌牛更新促進事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

肉用牛の淘汰更新にかかる基金を廃止し、町補助事業で運用を図るため条例を廃止するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第３９号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院が新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の

## 会 議 の 経 過

特例を措置したことに伴い、特殊勤務手当を支給するよう、条例を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第40号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院が新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置したことに伴い、特殊勤務手当を支給する条例を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第41号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院が新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置したことに伴い、特殊勤務手当を支給するよう条例を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第42号 職員の特殊勤務手当支給条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院が新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置したことに伴い、特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第13 議案第43号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
  - ◆ 日程第14 議案第44号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第13 議案第43号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第3号）及び日程第14 議案第44号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

まず、町長に施政方針の説明を求め、引き続き各件について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

令和2年第2回東串良町議会定例会の開催にあたり、令和2年度の私の施政方針及び所信表明を併せて述べさせていただき、議員各位並びに、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお



祈りいたしますとともに、現在、入院中の方々に、お見舞い申し上げます。

また、医療関係従事者をはじめ、各方面で新型コロナウイルス感染症に立ち向かう方々に敬意を表します。

さて、私が、町政の重責を担わせていただき、4年が過ぎ、今年3月の町長選挙において、無投票再選となり、2期目を迎えました。

これまで、さまざまな分野におきまして、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力により、町政発展のために託された責務を果たすことが出来たものと深く感謝いたしております。

2期目のスタートとなる令和2年度におきましても、「笑顔あふれるまちづくり」をスローガンに掲げ、町民の皆様の幸せのために、「こどもに夢を」・「若者にロマンを」・「お年寄りに愛を」を重点項目として、職員にも、町政の各施策において一歩前へ進む行動力を働きかけ、町民サービス向上のため全力で取り組むよう指示しております。

私自身が、就任当初から行っておりますトップセールスは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、昨年度末から行えておりませんが、緊急事態宣言も解除され、全国的に収束いたしましたら、今までにも増して精力的に行い、東串良町の魅力発信源となるよう努め、町のさらなる活性化につなげるため、実効性のある効果的な施策を年次的に着実に実施できるように取り組んでまいりたいと思っております。

今年度については、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が町政においても多大な影響を与えており、私といたしましても、町独自の施策を行う必要があると痛感し、国が行う特別定額給付金に「えがお支援給付金」を追加したところでございます。また、大学生や短大生等を対象に、給付を行う「学業支援給付金」、県の新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金の支援対象者に、「休業等協力金」を上乗せ支給、5割増しとなる商品券を発行し、町内の商業活性化を図るプレミアム付商品券発行事業を町独自に行うべく、5月臨時会において上程いたしましたところ、議決いただき、議員の皆様方のご協力に改めて感謝申し上げます。

なお、財政につきましても、感染症拡大の影響が少なからずあるものと思いますが、国の令和2年度地方財政対策の概要で、地方交付税は2.5%増となっておりますが、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当等の支給等の経費が算定されているものと思われ、実質的なプラスは見込めず、臨時財政対策債は3.6%の縮減となっております、私たち地方財政に大きく影響してくるものと予想されます。

こうした中ではございますが、直面する本町の諸課題に積極的に取り組みながら、安定的な財政運営の指標となる「財政健全化判断比率」等に留意しつつ、収支の均衡を保ち、住民のニーズにできる限り対応し、「東串良に住んで良かった」と思われるよう各施策を進めてまいります。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでに経験したことのない年になることが予想されます。

まず、はじめに、消防・防災対策でございますが、東日本大震災以降、防災、特に津波に対する対策は重要であり、東海・東南海・南海トラフの3連動地震等に対しましても、十分に備える必要があります。

令和2年度の主な対策といたしましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業において、小型動力ポンプ付き水槽車及び防火水槽の整備を予定しております。

また、自主防災組織並びに小・中学校の災害時を想定した実践的な避難訓練等の支援により、初動体制や関係機関との連携活動を検証すると共に、訓練を通じて町民の皆様の防災に対する危機意識の高揚を図ってまいります。

次に、地方創生・定住促進対策についてですが、町内の各公共施設の老朽化に伴い、利用者の安全面や万が一の大規模災害時の避難施設を考えたときに、将来的に複合施設の建設に向けての準備が必要不可欠となっております。その前段としまして、建設に向けた専門会議「まちづくりプロジェクト会議（仮称）」を設立してまいります。

地域資源を磨き上げ継承していくことや、町民同士の繋がりを強めながら、「東串良での暮らしの豊かさ」を実感できる機会をつくるために「東串良町未来会議（仮称）」も開催してまいります。

人口減少対策としましては、定住促進住宅用地貸付事業を推進してまいりました。現在、第5次定住貸付地の随時募集を行っており、着実に町外からの移住定住も図られております。本町の魅力や充実した移住促進事業補助金制度等を町外へ広く情報発信し、昨年度に引き続き移住定住人口の確保に努めてまいります。昨年度は、2区画と小規模ではありますが、柏原地区で初めてとなる定住促進住宅用地貸付事業を実施しており1区画は契約済みであり、残り1区画の募集も行っています。民間資金を活用した集合住宅の建設に対する支援策による住宅不足の解消と定住促進も合わせて取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、空き家等に関する対策を定める「東串良町空き家等対策計画」に基づき、空き家改修補助金制度も活用しながら適切な管理や利活用の促進に努めてまいります。

次に商工業の振興につきましては、購買力の流出防止や地元商店の売上向上に向けた取り組みを行います。また、商工会が会員へ実施する指導や研修により、経営の効率化などを通じて、利益の向上を図るための施策として商工振興対策事業補助金交付事業も併せて実施いたします。

次に観光事業につきましては、柏原海岸のルーピン、唐仁古墳群や志布志石油備蓄基地、本町独特の自然景観等を活用し、周辺市町との連携による広域観光を更に推進してまいります。特に、唐仁古墳群という本町の貴重な文化財資源を観光面でも有効に活用するために観光スポットとなる環境整備を進めてまいります。また、柏原海岸や松林の景観対策として、海岸清掃と円山公園・ふれあいの森の松林内清掃作業等を昨年度に引き続き実施し、更には、円山公園に隣接する旧児童館跡地に管理棟を建設し、イベント時の活用や観光情報の発信に努め、公園等の機能充実を図ってまいります。

また、コロナ終息後を見据えての経済対策の一環としまして、まずは、スポーツツーリズムや、黒毛和牛等消費拡大のための肉ツーリズムの開催を目指してまいります。一方、これまでの物見遊山的観光から着地型観光へのニーズも高まってきております。このような中、本町では昨年、ツーリズム協議会の会員が県内外からの修学旅行生を受入れたところであります。本年度においても株式会社大隅観光みらい会議と連携を図り、

民泊受入体制の強化や農家民宿支援等全面的な協力を行い着地型旅行の受け入れを推進してまいります。しかしながら、様々なイベント等を開催しても本町にはホテル等の宿泊施設がないため滞在期間が短く経済効果が期待できません。対策としまして、一昨年定めた旅館・ホテルを新設する事業者に対する助成措置を活用するなど、ホテル等の建設に向けた立地協定の締結に向けて引き続き力を注いでまいります。

ふるさと納税につきましては、歳入確保の重要項目として位置づけております。また、官民・民民間の連携により返礼品の充実を図り、単に寄附額を増やすだけでなく、町のPRの機会ととらえ引き続き実施してまいります。

姉妹都市の提携につきましては、観光資源あるいは歴史的に共通するもの等をきっかけとして幅広い分野での交流の基盤構築実現に向けて邁進してまいります。

次に農業の振興でございますが、我が町の基幹産業であります農業につきましては、施設園芸・畜産・露地野菜・さつまいも・水稻・飼料用稲を中心とした農業経営が基幹となります。

農業従事者の後継者不足が課題となる中、地域の中心となる経営体や後継者の育成・確保を図る為、認定農業者及び認定新規就農者を「人・農地プラン」の中心経営体として位置付け、農地中間管理事業等も活用し、地域の中心経営体への農地集積を図ってまいります。さらに、町単独の「農業生産対策事業」や「新規就農者農業機械等導入事業」により農業経営を支援いたします。また、他県を含めた域外からの新規就農を進めるため、各種支援策や相談窓口等に関する情報提供を行ってまいります。

施設園芸につきましては、ピーマン・きゅうり共にかごしまブランド産地等の維持のため、省エネ対策・低コスト技術の普及に努め、環境に優しいエコファーマーや総合的病害管理、また、かごしまの農林水産物認証への取組み継続により消費者の安心と信頼を確保し、農産物のイメージアップを図ってまいります。また、新しくなった東串良町有機堆肥センターを活用した環境面に配慮した畜産経営を目指すとともに、ピーマン・きゅうり等の土壌改良資材として利用を推進し、地域循環型農業の確立を目指してまいります。

畜産につきましては、粗飼料の国内自給率の向上が叫ばれる中、飼料用稲の促進とあわせイタリアンやソルゴーの優良品種の発掘にも努め、粗飼料自給率向上の推進を図って行きます。併せて防疫体制の強化を図り、口蹄疫・豚熱・高病原性鳥インフルエンザの進入を阻止いたします。今後、環太平洋連携協定や欧州連合との経済連携協定及び日米貿易協定への対応として、畜産クラスター事業等、関連事業を活用し、さらに、足腰の強い経営基盤の構築を推進いたします。

水田営農につきましては、品質保持のための水稻航空防除事業を継続して実施いたします。また、「水田活用の直接支払交付金」等を活用し、「加工用米」等の推進を図るとともにWC S用稲の作付けを推進し、経営の安定に繋げてまいります。

畑作における、さつまいも栽培につきましては、平成30年産から発生した基腐病を始めとする各種病害について、県などの関係機関と連携を図りながら対策に努めてまいります。

露地野菜の振興につきましては、露地野菜振興会を中心として面積拡大や加工・業務

用野菜の契約栽培等の推進と併せ、「産地交付金」を活用した水田での露地野菜栽培を推進いたします。

保安林保護につきましては、国有林、町有保安林も含め、松くい虫の特別防除を引き続き実施するとともに、鳥獣被害対策においても、町鳥獣被害対策協議会、また、令和2年度発足予定であります住民参加による町鳥獣ハンターとも連携を図りながら、農作物等への被害防止・軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、つくり育てる漁業の取組としてヒラメ・マダイの放流を引き続き支援し、東串良漁業協同組合が導入した急速冷凍施設等の活用を図り、魚類の販売促進を計画的に推進してまいります。

波見港周辺に放置されている船舶等につきましては、景観の悪化や台風などによる二次被害を与えるといった問題が生じているため、各関係機関と連携を図り、継続的に放置艇の解消を図る指導を行ってまいります。

次に土地改良事業の推進でございますが、農業の生産性を高め競争力を強化していくためには、担い手への農地利用の集積・集約化をさらに加速し、生産コストを削減していく必要があります。その基盤づくりとして水田の大区画化・汎用化等の農地の整備や農業水利施設・農道・用排水路を整備し、農地利用の最適化に取り組んでまいります。

農道整備につきましては、県単独農業農村活性化推進施設等整備事業等を活用し計画的に整備を実施してまいります。

また、本年度は基幹施策として経営体育成基盤整備事業・岩弘地区の面工事を計画しております。また、西牟田雪山地区につきましては、暗渠排水工事等が完了し、本年度は水田のぬかるみ対策等の補完工事を計画しております。

次に土木事業の推進でございますが、土木行政につきましては、国・県の財政事情等、引き続き非常に厳しい現状ではありますが、地域指定等による有利な財源確保に努め、住民の皆様方の要望等にも十分配慮しながら計画的に進めてまいります。まず、国管轄の国道・河川に関しましては、国土交通省大隅河川国道事務所と協力連携を図りながら計画的改修を推進いたします。

県管轄道路の国道448号の道路整備につきましては、地域の交通の安全確保、また、活性化を図るため、積極的に要望してまいります。また、東九州自動車道の野方インターへのアクセス道路としての県道黒石串良線の整備促進につきましても、大崎町とも連携をしながら、早期整備を継続して県に要望し、地域経済の活性化に繋がるよう努力いたします。

町道改修につきましては、継続路線としまして、下之馬場山野線、新規路線として、豊栄馬越線の2路線の拡幅・改良工事を実施し、住民の安心安全を確保する道路網の整備を図ってまいります。また、東串良町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、柏原地区の塩入川に架かる弁天橋の修繕を実施いたします。その他の維持補修事業につきましても、軽微な補修等を含め、きめ細かに適時に実施いたします。

河川関係につきましては、県管轄の塩入川改修を進めておりますが、堤防工事が計画的に進み、塩入川改修事業の効果がでてくるよう、事業早期完工に向け、引き続き県へ強く要望してまいります。

次に水道事業でございますが、今年度より地方公営企業法を適用し上水道事業へと移行をいたしました。このことにより事業運営の効率化を図るとともに、健全化を図り計画的な事業を行って参ります。本年度は昨年に引き続き中央地区の新規水源開発に向け、緊急時に対処できる施設の構築へ向け取り組んでまいります。さらに、危機管理等にも的確に対応し清浄な水と信頼を届ける水道事業として、活力あるまちづくりに貢献いたします。

福祉行政については、「健康で生きがいとふれあいのある町づくり」を基本目標に、町民の方々が健康で安心して暮せる環境づくりを推進し、福祉サービスの充実に努めてまいります。

また、今般の新型コロナウイルス感染拡大が町民にもたらした健康な日常生活への不安などを取り除く対策として、マスクやアルコール消毒液等の備蓄にも積極的に取り組んでまいります。

高齢者福祉対策については、「高齢者の元気度アップ事業」等に積極的に参加し、高齢者がその豊かな経験と知識を生かした社会活動への参加、地域社会の担い手として元気で生きがいの持てる環境づくりなど、高齢者が安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

また、高齢者福祉センターは、高齢者が増加する中で閉じこもり防止、認知症予防、健康維持増進のための憩いの場として活用を図ってまいります。

さらに、「敬老年金給付」をはじめとする高齢者支援事業や町の単独事業として実施している「紙おむつ給付事業」も、引き続き実施いたします。

障がい者福祉対策につきましては、「すべての人のための平等な社会づくり」を基本に、身体・知的・精神障がい者の方々がより良い日常生活がおくれるよう、関係機関と連携を図り、相談業務や情報提供及び福祉サービスの給付など、支援強化に努めてまいります。

児童福祉対策については、子育て世代の経済的負担の軽減を目的に「赤ちゃんすこやか支援事業」や幼児教育の無償化に伴う「副食費等の補助」も継続します。

また、今年度から新生児の紙オムツ購入費の一部を助成し、子育てしやすい環境の整備をいっそう推進することで、出生率の向上につながるよう努めてまいります。さらに、子育て世代の包括的支援により乳児全戸訪問事業や子育て相談など、子育てサポートの充実に努めます。

保育事業については、「子ども・子育て支援制度」に基づき、保育を必要とする全ての家庭が利用できる体制づくりに努めます。

生活困窮者支援対策については、「大隅くらし・しごとサポートセンター」などと連携して、働きたくても働けない方や住む所がない方、また、子どもの学習・進学でお悩みの方など、経済的に困窮し生活全般でお困りの方を包括的に支援してまいります。

保健衛生事業につきましては、町民一人ひとりが心身共に健康で長生きできるよう、各種がん検診を推進するとともに、生活習慣病の予防・改善のための保健指導などを実施するほか、乳幼児から高校３年生までの「医療費の全額助成」や「インフルエンザ任意接種の助成」についても継続し、子育て世代のサポートや子ども達の早期受診による

疾病の重症化予防に取り組みます。

さらに、乳幼児の健診や保健指導、妊婦の定期健診、不妊治療の助成に加え、出産後の心身の安定と育児不安の解消を図るため、産後ケア事業も引き続き実施します。

予防接種助成事業については、定期予防接種のほか成人用肺炎球菌も助成を延長します。また、風しんについては、国の３年計画の２年目として、対象となる方々に対し、抗体検査と予防接種を無料で実施してまいります。

救急医療については、肝属東部医師会や鹿屋市医師会の協力を得ながら、「日曜在宅当番医」や「夜間救急当番医」による救急医療体制を維持するほか、「大隅広域夜間急病センター」の適切な運用により、町民が安心して日常生活を送れるよう取り組んでまいります。

国民健康保険事業は、保険者が町から県へ移行し財政基盤の強化を図りながら運営を行っているところでございますが、加入者の高齢化や若年層の人口減少という国保の構造上の問題から、厳しい財政運営を迫られております。

また、医療の高度化などによる医療費の伸びもそれに拍車を掛けているところでございます。町としましては、今年度の国保事業計画の基本的な事業である「医療費適正化対策事業」「特定健康診査事業」「特定保健指導事業」「国民健康保険税徴収率向上対策事業」を着実に進めながら、高齢化の進展に伴う急激な医療費の伸びを少しでも抑制できるよう取り組んでまいります。

さらに、「糖尿病重症化予防」に積極的に取り組みながら、町民一人ひとりが主体的に、健康管理ができるよう保健事業等の充実を図ってまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、運営主体である「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と連携し、制度の円滑な運営に努めてまいります。

また、長寿健診等の各種健診事業や保健事業を有効に活用し、高齢者のフレイル対策にも取り組んでまいります。

介護保険事業については、第７期介護保険事業計画に基づいた円滑な運営に努めるとともに、地域包括支援センターを中心に適切なサービスの提供や認知症予防事業・在宅医療介護連携事業などに積極的に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、「生活支援コーディネーター」を中心に、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりとして「ころばん体操」や「ひらめき体操」を推進するとともに、フォロー指導や体力測定等の継続支援を行うことで、実施地区の拡大と介護予防の充実を図ってまいります。

さらに、本年度、第８期介護保険事業計画の策定につきましては、前年度実施しました高齢者の実態調査等に基づき、向こう３か年の動向を見極めながら策定に取り組んでまいります。

マイナンバーカードについては、来年３月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できる予定となるため、引き続き交付申請の普及をしてまいります。

環境対策につきましては、生活環境の向上及び公衆環境の悪化防止のひとつとして、生活排水処理施設の普及促進を図っていきます。そのために、個人設置型の小型合併浄

化槽設置者に対する補助を行います。また、今年度も汲み取りから合併浄化槽への転換、さらに、町内の施工業者を利用される方についても町単独による補助を行います。

また、衛生対策面では、快適で安心して暮らせるまちづくりとして、「循環型社会の形成」を目指します。そこで住民の協力を得ながら、ごみ排出量の縮減と容器包装リサイクルを強力に推進し、総量縮減に努めていきます。また、不法投棄対策として東串良町衛生自治団体連合会と連携を図りながら立て看板等の設置や巡回パトロールの強化をしてまいります。

なお、今年度も、海岸漂着物等地域対策推進事業を実施し、柏原海岸の環境美化に努めます。

次に教育の振興でございますが、教育の振興につきましては、東串良町の歴史と伝統を踏まえながら本町の実態に根ざして的確に課題をとらえ、学校・家庭・地域社会と緊密な連携を図りながら、児童・生徒の育成に努めてまいります。

学校教育行政の具体的施策として、規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、個々の能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進、保護者・地域社会から信頼される学校づくりの推進、生命尊重の重視、学校・家庭・地域社会が連携して子どもを育てる環境づくりを推進してまいります。これらのことを踏まえながら、児童生徒の実態に応じた、きめ細かな対応や子供一人ひとりの学力や体力等の確実な定着を図ってまいります。

また、本年度も郷土史の学習を通し、心豊かな人間性を育むための「郷土検定」を実施するとともに、講師を配置し、主に英語、算数・数学の土曜講座「ひっくら塾」を実施いたします。

次に、学校における子供の安心安全を図るため、登下校時の児童生徒の巡回パトロールや小中同時の防災訓練や小中一貫教育体制の強化、小中学校のネットワークとタブレット整備、中学校体育館のLED工事など、快適な環境整備事業などに取り組んでまいります。

児童生徒の指導につきましては、「あいさつとありがとう・静かに聴く・自分で考える」を一事徹底事項として、児童生徒への定着を図っております。不登校、不登校傾向の児童生徒については、一人ひとりの実態を踏まえたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置や児童相談所と連携し、総合的な相談体制の充実に取り組んでまいります。

学校給食事業につきましては、国が定めた学校給食摂取基準に照らし、地産地消の食材活用を視野に入れ、バランスの取れた献立を工夫するとともに、徹底した衛生管理のもと、安心安全な学校給食を提供できるよう努めてまいります。また、平成28年度から実施している給食費補助事業を継続し、保護者負担の軽減を図り、子育てのしやすい教育環境整備の一助といたします。さらに、「東串良町食育推進計画」の骨子を踏まえた食育活動の実践も学校現場との連携を大切にしながら推進してまいります。

青少年教育につきましては、「地域社会から育む」という観点から、家庭教育の機能充実をはじめ、豊かな感情や個性豊かで心身共にしなやかで、たくましい青少年育成に向け、家庭・学校・地域社会が一体となり、地域に根ざした青少年の主体的活動を推進

いたします。

また、校区コミュニティや子ども会、PTAなどの関係機関と連携を密にしながら、地域社会でのボランティア活動や自然体験活動の推進並びに青少年教育施設等の整備と利用促進に努め、ふるさとに誇りと愛着を持つ、青少年の育成に努めてまいります。

図書事業につきましては、大隅広域図書館ネットワーク運営協議会に加盟し、図書システムの電算化が始まりました。これにより、2市5町の図書館に所蔵する本が本町図書室から貸出・返却が可能となり、より地域住民の多様なニーズに対応する図書業務の運営に努めてまいります。

また、例年開催しております、様々な事業を従来どおり行い、読書になれ親しむ環境づくりに努めてまいります。

文化財事業につきましては、国指定史跡「唐仁古墳群」をはじめとする多くの文化財を未来に継承し、適切な保存・活用を行うとともに文化財の整備を進めてまいります。そのため、昨年度に引き続き唐仁古墳群保存活用計画書策定に向けた策定委員会を開催し、唐仁古墳群保存活用計画書の策定を目指します。

また、伝統芸能活動につきましては、小学生・中学生を対象に毎月1回第3土曜日を「地域とふれあう日」と定め、伝統芸能継承活動や地域住民と一体となった奉仕活動に努めてまいります。

芸術文化活動につきましては、町文化祭をはじめ、芸術・文化活動に触れる機会を増やし、町民の芸術文化に対する意識の高揚に努め、積極的に関係団体等を支援してまいります。

社会体育の振興につきましては、町民の生涯スポーツの振興のため、スポーツ推進委員の資質向上による指導体制を整備し、体育協会との連携や専門部への助成によりスポーツ団体を育成してまいります。

また、既存の施設の整備・充実を図り、スポーツに親しみやすい環境づくりに努めてまいります。

おわりになりますが、以上、令和2年度における町政運営にあたって述べてまいりました。

各施策の執行につきましては、財源の確保に努めながら、費用対効果を重視し、適正かつ有効な住民サービスを提供したいと考えております。

私の信条は「笑顔あふれるまちづくり」です。町民主体の活力に満ちた町政にしたいと思っておりますので、議員各位の皆様をはじめ、町民の皆様方の深い御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

それでは、ただいま議題となりました議案第43号及び議案第44号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第43号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億2,785万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ61億8,300万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の



## 会 議 の 経 過

区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第44号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,735万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億8,535万2,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長(田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長(田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月16日午前10時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前10時50分

令和2年第2回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和2年6月16日 午前10時00分
散 会 令和2年6月16日 午後 2時50分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊 重巳 7番 前田 隆

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	宮 地 利 行
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	天 神 康 男	農地課長兼農業委員会事務局長	前 田 秀 一
会計管理者	有 嶋 義 昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田 尾 勝
総務課長	江 口 勝 志	社会教育課長	吉 留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸口 雅 樹	総務課長補佐	上 野 史 生
福祉課長	吉 永 広 史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫 村 良 教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大 園 保 広 書 記 浜 屋 啓 子

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 一般質問

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

おはようございます。

それでは、在宅介護者の介護負担軽減対策について、お伺いいたします。

その中の次の観点について伺いますが、現在、本町の在宅介護者数は何名かお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。お答えします。

現在、町内の在宅介護者数といたしましては、要支援1から要介護5の方まで合わせますと、322名となっております。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

322名、多いか少ないかは別にいたしまして、1人でも苦勞している人がいるならば救済施策を講じてあげるのが行政の仕事ではないかなというふうに思うわけですが、そういうことを踏まえまして、次の質問に入りたいというふうに思います。

夜間用尿取りパットの導入は考えられないか、お尋ねいたしますが、本町は敬老年金を初めとし、高齢者支援事業、町単独事業である紙おむつの給付など充実した支援がなされており、利用者から大変ありがたいことだというふうに感謝されておりますが、一方では、在宅介護者、介護する側の夜間での負担が重くのしかかってきているため、何

とかできないかということが今回相談を受けたわけなんです、できたらおむつの質を上げてほしいという内容でありました。夜の負担であれば、吸収率のいい夜間用尿取りパットで対応できないものか、そういうふうにするのではないかと思ったわけなんです、2回から10回尿を吸収するパットがあります。値段といたしましては、そんなに金額の差はないというふうに私の調査したところでは分かったところですが、町長、いかがなものでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、322名となっておりますとお答えしましたが、本町の紙おむつ支給事業につきましては、65歳以上の方で3か月以上の長期にわたり寝たきり状態にある方や認知症の方、重度の心身障がい児の方などに対し、フラットタイプやパンツ式の紙おむつ、尿取りパット等も組み合わせて給付しております。議員お尋ねの夜間用尿取りパットにつきましては、現在のところ給付は行っておりませんが、御本人はもちろんのこと、介護される御家族にとって夜間のおむつ交換は重い負担であることは十分理解できるところでございます。所管課においても十分検討するよう指示いたしました。今年度は既に事業が始まっておりますが、予算の範囲内で変更が可能であれば、夜間用尿取りパットを給付費に加え、受給者の選択肢を広げていこうと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

今、検討するというありがたいお言葉を頂きました。おうちで介護する人、昼間はデイサービスを利用できますが、その間に自分のしたいこともできる。しかし、毎日デイサービス、そういうものは利用できない。また、介護は女性だけの問題ではない。男性も子供にも関わることになると思います。中には農作業をしながら、あるいはお勤めをしながら介護に携わる人もいるでしょう。吸収率のいい尿取りパットを使用している人の話を聞きました。以前は、朝までの間に夜2回から3回、おむつ替えをしていた。しかし今は、寝るときに交換すれば朝までゆっくり眠れる。また、この尿取りパットのいいところは、朝のおむつの取替えはパットだけでいい。おむつはそのまま再利用ができる。汚れていなければそのまま使えるというような話でした。最も私が思ったところは、介護者の負担が少なくなる。体調もよくなった。そのことによって、介護が楽とは思わなくても、苦とも思わなくなったという話をお聞きしまして、これは大事なことでないというふうに思ったところでもあります。

希望者がいれば対応をしていただけるというような前向きな検討をしていただきたいと思いますと思うんですが、冒頭申し上げましたが、おむつの質を上げるよりも夜間用尿取りパットのほうがいいのではないかと。ぜひ内容の検討をしてほしい。検討していただけるということでありましたので、そのように理解してもよろしいでしょうか。できましたら、今までの予算の範囲内で調整ができるのではないかと。いわば選択肢を設けて、夜間用尿取りパットが必要な方には、ぜひそういう選択肢を設けていただきたいというふうに思います。介護者軽減はされる側、する側の相手を思う気持ち、町長のモットーであるお年寄りに愛をとということにつながるのじゃないかなというふうに思います。前向きな回答をいただきましたので、この点につきましては、質問を終わりたいと思います。

次に、公共施設の整備についてお尋ねいたします。

町長の施政方針の中にもありました老朽化した施設がたくさんあり、建替えの時期に来ている。さきの12月議会での同僚議員の質問にも複合的な整備を進めたいと答弁をされました。どのような構想があるのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今現在の総合センターやシルバー人材センター、そして商工会の事務所が入っている建物、そして池之原幼稚園、高齢者福祉センター、全ての施設が建設後、長い年月が経過しております。老朽化が進んでいる状況でございます。今後数年以内に、先ほど申し上げました施設を全て解体し、これらを1か所に集約した複合施設の建設実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

先週も月曜日でしたけれども、大雨の中、総合センターに行きましたところ、管理人の方が町長、雨の日は大変ですと。バケツが行ったり来たり移動のほうが大変で、すごい雨漏りがひどいということを伺っておりましたけれども、これは早期にしくなくちゃならないというのはありますけれども、とりあえずは総合センターにつきましては、屋根だけ補修をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

今、構想等を伺ったわけなんです、できましたら町長の任期中、この4年間の間に何らかのめどをつけていただきたいというふうに思うんですが、そう期待する町民もいますので、どうでしょうか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

まずは複合施設建設に向けた基本計画づくりに着手したいと考えているところでございます。基本計画、基本設計業務は担当事務局を中心に役場庁舎内委員会、課長ではございますけれども、用地対策委員会や施設検討委員会及び町民ワークショップなどを立ち上げ、それぞれが連携して推進していくことを考えたイメージづくりでございますけれども、これをまず立ち上げたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

水害避難所として指定されている総合センターですよね。住民が不安を持っておるということは町長も重々御承知の上かと思えます。年寄りには2階までなかなか上がるのに苦労する。そして2階はトイレはありますか。トイレがあるんですかね。そのことが十分本人は承知されているのか、承知されていないのか分かりませんが、トイレに降りていくのに大変苦労するというような話もありました。2階にもトイレがあるよということは私のほうで伝えて、今後利用されるときには、そういうふうに伝えていきたいというふうに思っております。ぜひ町長の任期中に何らかのめどをしっかりとつけていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に2番目の新型コロナウイルス感染症の予防策を含めた対策として、避難所として指定している小中学校の体育館の施設整備、クーラー設置を含む事業など考えていないかというところでお尋ねいたしますが、いまだ収束の気配さえ見えていない。しかも、鹿児島県でも新たな感染者が出ました。新型コロナウイルスであります。国交省の方針では、新型コロナ対策を念頭に避難所の追加指定や体育館や公民館などの公共施設を改修したり、既に避難所として指定している施設を改築したりする自治体に交付金を配る方向で検討しているというようなことが新聞報道でありました。体育館は十分なスペースも取れるし、3密を避けるためにも整備すべきだと思いますが、この国交省の考え方に該当するのではないかと思います。町長、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今現在、小中学校の体育館へのクーラー設置につきましては、大規模災害に備え、整備する必要はあると思いますが、避難生活が長期化した場合、小中学校においては早急



に通常生活を取り戻す必要がありますことから、まずは小中学校以外の避難施設の整備を図る必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

ということは、現在のところ小中学校の体育館の整備は考えていないということでしょうか。どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

早急にそういうことはちょっと考えていないということは事実でございます。

それと、このコロナウイルス感染症の予防対策ですけれども、避難所といたしましては、防災センターを一応考えておりますので、あそこは空調設備も準備してございますので、あっちのほうでできるんじゃないかなという考えでございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

昨年7月の避難所の状況を思い出してください。1か所に集中し、密集した状態であったことは、本町に課題を残したのではないかなというふうに思います。大雨に対応できる安全な避難所が増えれば地震の際に役立つと国交省も言っております。先の見えないものに対応するのはどこまでしたらいいのか、手探り状態で難しい部分があるかと思いますが、備えだけは、私はしておくべきではないかなというふうに思うんですが、やっぱり体育館というのは、クーラーの設置をしてもらえば、3密を避けるためにも大変重要な場所だというふうに思うんですね。せっかくこういういい機会、交付金を出しますよというようないい機会ですので、それを活用しない手はないというふうに思うんですが、町長いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、補助金もございますので、早急にこういうことを事務局と相

談しまして、検討させていただきたいと思っております。早急にできるだけ小学校のクーラーとか、今総合体育館のほうもクーラーがついておりませんので、あそこもまた考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

前向きな検討をしていただいて、我がまちの住民が安心、安全な場所での避難生活ができる。現在は、コロナウイルスは本町では出ておりませんが、いつ何時入ってくるかわかりませんので、その対応策だけはしっかりしておくべきじゃないかなというふうに思っております。どうか町長、前向きな検討をお願いして、私の一般質問は、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（田之畑）

それでは、次に、5 番 西園貞美議員の発言を許します。

5 番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

おはようございます。通告に従いまして質問いたします。町長の簡単明瞭な答弁をお願いいたします。

昨年12月10日に配付した議員提出の関東・東くしら会の報告書についてでございますが、関東・東くしら会の議員の報告を見てびっくりしている1人でございますが、本当に会の中で出た言葉だろうかと思って不思議に思っているところでございます。

「優秀な人材を入れてまちの質と向上を図るべきである。人数が多くても能力がなければ同じである」との意見が出されていますが、これは町の職員に向けた失礼な言葉だと思っております。町長は本当にこの会の中で、この言葉が出たのかどうか、どう思いますか、お答え願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私も関東・東くしら会に出席させていただきまして、100名以上の方々がお集まりでした。そういう中で、私も1か所にとどまることなく、ずっとお話もさせていただいたんですけども、議員おっしゃるこのようなことを私、耳にまだしていなかったものですから、その方が関東にいながら本町職員の質をどこでどのように把握されて発言さ

れたのか分かりませんが、このようなことを言われることがないように指導していきたいと考えております。

しかし、本町の職員は91名でございますので、一般行政職に限りますと、71名でありますけれども、県内の類似団体の平均は99名でございます。平均と比較しますと28名ほど少ない人数ですけれども、その中で多くの業務を担ってやっていただいております。そういう意味でも人数が多いとも思っておりません。一生懸命みんな切磋琢磨して頑張っておることは事実でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

次に、2番目ですけれども、「新しい風を入れ、変わっていかないと東串良は駄目だ。行政も町長も変わらなくては」という意見があったとありますが、町長はどう思いますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

新しい風を入れて変わっていかないと東串良は駄目だと。それは事実だろうと思います。新しい風が入ることによってと、私も感じております。ですから町に対する批判は甘んじてお受けいたしますけれども、具体的にどのようなことを望んでいらっしゃるのかというのは分かりかねますし、町長が変わるのは住民の皆さんの判断ですので、何ともお答えしようがないところでございます、町政刷新というんですか、私も2期目ですけれども、それが刷新できたらありがたいなと思っておりますが、私なりに頑張っておるのは事実でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

次に、「女性の視点と感性が必要だ。町長も女性が出ればいい」について、町長はどのように思っているのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この女性の視点と感性が必要だ。これは事実だろうと思います。どこかの市長さんが36歳でなられた市長さんがいらっしゃいました。そういう形で女性の目線というのはまた違った目線であって、男とは違った優しい目線もあるだろうし、そして男は男なりの目線ですけれども、そういうことはいいと私は事実思っております。女性がぜひ出れば、頑張っていたら、そう思うにこしたことはないと思っております。それと我が町史上初の女性が出れば、なおいいなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

また、「相撲道場のことについても、年間余り使わないのにお金を充てるべきではない」というような御意見もございました。

以上のような報告書を見た県外にいる町出身の方がどう思っているか、町長、話を聞いたことはございませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、相撲も年1回です。何事も行事とは年1回ですので、それにつけて相撲土俵の周りもきれいにさせていただきまして、去年は相撲教室も開かせていただきました。その前は、郡体の相撲大会も開かせていただきました。今まで相撲場が、今、コロナの関係で何もできませんけれども、できたら相撲土俵の周りに今現在、芝張りもさせていただきまして、その土俵を使っていろいろな吹奏楽でもいいから、森林浴を利用した相撲土俵を使ったイベントはできないか、そういうものもまた計画したいなと思っております。

以上、ただ年1回、年1回じゃなくして、使えるものは使えます。きれいにすれば使えると思っておりますので、まだ今からですので、それはまた広い目線で見ていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

私も第1回目の関西の東くしら会から出席をしてもう20年以上になると思うんですけども、ふるさとの懐かしい状況や町の現状を聞かれることはありますけれども、このような町人会で批判的な失礼な言葉を聞いたことがございません。やはり当たり前のことを当たり前に表現していただきたいというふうに思っております。それぞれその人の捉え方もあらうと思うんですけども、やはり偽りや過大表現は良くないと思っております。これが結論でございます。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、7番 前田 隆議員の発言を許します。

7番 前田 隆議員。

7 番（前 田）

私も通告に従いまして、1点だけ質問させていただきます。町長の前向きな回答を期待して質問に移ります。

まず、持続化給付金の申請についてですけれども、持続化給付金の申請については、商工会、農協、税理士などで申請書を作成するが、このような団体に加盟していない農家などが役場で対応できないか尋ねると一応通告はしましたけれども、ここはちょっと私の間違いで、商工会、JA、税理士は相談には応じるが、申請はしないとのことでした。ここに6月1日の南日本新聞にも出ていますけれども、ちょっとこれは何ていうのかな、ここをちょっと読んでみます。「申請サポート会場では、電子申請のサポートを行います。申請に関する詳しい相談は受け付けておりませんのであらかじめ御了承ください」というふうな、南日本新聞の広告に載っているんですね。これは何だというような感じはしますけれども。それで、私がこれを一般質問にしたきっかけは、6月の初めだったと思うんですけども、ある町内の年配の方からイベントでいろんなものを出品される方であって、イベントが何もないわけですよ。だから収入が何もないと。この持続化給付金、これはどういうふうになっているのかという話をされたものですから、ちょっと大崎の例で、大崎は役場が申請をしてくれるという話を聞いておったものですから、いっとまっちゃいなと、ちょっと役場に連絡してみるからと。本人の目の前で役場に連絡したら、企画の係の子が出て、役場は関係ありませんと。これは原則自分で申請するのが原則だと。それは分かっているよと。でも自分で申請ができないから役場で申請ができないのかと言ったら、いや、役場はただ相談を受けるだけで書類を何と何をそろえなさいというだけで役場は申請はしませんということだったものですから、ああ、そうかと、それは仕方がないねということで、その方にも、ほんなら商工会が何かするらしいから、商工会に行ってみられればと話をしたんですよ。それからどうでしたと聞いたら、もう行ってないと。商工会なんかに行っても、どうせおいどんなもろがならんでやねというような話だったものですから、いや、そんなことはないと。商工会にまた連絡をしてみたら、商工会も全く役場と同じ回答でした。相談は受けるけど申請はしません。自分でしてください、オンラインでと。オンラインって何よと。オンラインって

こうだよと説明をしたんですけれど。それで、昨日も今朝もだったんですけれども、大崎の畜産農家とこの前会ったので話をしてみたときに、まだ50歳になったかならんかですね、自分で申請をしたら2回ほど駄目だと、不備だとメールで返ってきたと。何でやろかいと、役場に相談に行ったら、役場の職員が2人がけで1時間ぐらいかけて書類を作成してくれて、それで肉牛の場合は、免税措置があるでしょう。それで国の係の方がこの免税が分からんとじゃねどかいということで、免税のいろんな書類をつけて出されたそうです。そうしたら2週間後にはちゃんと100万円お金が入ってきたということです。ですから我が町でも役場で対応してもらえれば、困った農家がたくさんいると思うんですよ。鹿屋市とか鹿児島市みたいに、何千人も何万人というわけじゃないですよ。たかが二、三百人もいるのかなという感じはしますけれども、その辺で、我が町で対応できないのか、そこら辺を町長に伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員おっしゃるとおり、役場でもできないことはないんですけれども、そういうふうに相談とかサポートとか、そういう形の状況が今の現実でございます。

まず、この持続化給付金の申請につきましては、給付対象の主な要件であります新型コロナウイルス感染症の影響により1か月の売上げが前年同月比で50%以上減少していることの内容を事業体様本人が確認、整理の上、パソコンやスマートフォンを使って持続化給付金専用のホームページから電子申請することが基本とされています。ただ、電子申請の申請方法が分からない方、できない方に限定して、5月12日火曜日です、これが順次全国各地に開設されました。約500か所の申請サポート会場にて、補助員が電子申請の入力サポートを行っております。本町から一番近いサポート会場は鹿屋市の鹿屋商工会議所の2階に開設されております。一方で、国は申請サポート会場がない地区において、持続化給付金の申請サポートを側面支援するために6月8日から全国1,649の商工会及び46の商工会議所において事業者の皆様の申請のサポートを実施することとしております。このことから現時点におきまして、国が示している申請サポート相談対応窓口は、本町の場合は鹿屋商工会議所と東串良町商工会の2か所になります。鹿屋商工会議所や東串良町商工会では、各種団体に加盟している、していないにも関わらず、また商工会員である、なしにも関わらず、農業、漁協、製造業、飲食業などの法人、個人の方が対象であるということでございます。これはちゃんと商工会に確認いたしました。多くの方々が一斉に窓口にお越しになれば対応できないとのが予想されますので、事前に電話連絡をされることをお勧めいたします。なお、商工会議所でのサポートは予約が必要となっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 前田 隆議員。

7 番（前 田）

今の町長の説明は十分分かっています。分かってはいますけれども、それになかなか鹿屋の商工会議所とか、我が町の商工会とか、相談は乗るけれども申請はしてくれないと。昨日のことでした。大崎町は、企画課で4名から5名、それと大崎町の我がまちで言う農林水産課ですね、大崎町の農林振興課課長で各畜産農家にこういう手紙が行ってます。これをちょっと読んでみます。「持続化給付金の申請を行う上で、パソコンやスマートフォンをお持ちでない場合、役場の農林振興課のほうでサポートを行っておりますが、一度に大勢の方が来られるとお待ちいただくことがあります。お一人30分程度お時間がかかりますので、事前に農林振興課畜産課に電話予約をお願いします。」と、こういうような畜産農家に全員行ったそうです。それで今、大崎町は1日何人か分かりませんが、畜産農家の方は農林水産課ですね、ちゃんと申請までしてくれるそうです。だから我がまちも、この前もお願いしたときに、ここら辺では大崎町でしかしてないと。志布志、曾於、鹿屋、肝付、錦江、南大隅、大隅半島では垂水ですね、どこもしてないと。だから我がまちはできないというような回答だったですね。大崎町がしているわけですよ。大崎町がしているわけだから我がまちができないはずはないんですね。悪いところを例に取ってしないよりも、いいところを例に取ってできれば、これは町民サービスになるんじゃないですか、町長、その辺はどうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

このことについての詳細については、うちの企画課長にお答えさせます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

町の考え方につきましては、先ほど町長が答弁申し上げたとおりでございまして、国のほうとしては、給付に関することは民間のほうに業務委託をしております、それから様々な団体に国として士業ですね、士業といいますのは行政書士とか税理士、そういった団体にも申請に関するサポートをしてくれということで正式に案内が国のほうからされております。

それから商工会議所とか、それから町の商工会に対しても全国の1,649の商工会に対して6月8日から、先ほど議員がおっしゃいましたいろいろ全国的な規模の話でご

ざいますから、いろいろ申請をするのにやりづらいという声も反映させて、全国の全ての商工会での対応ができるようになっております。それで国のほうから指示で正式なサポート会場があるということでございますので、まずはいろいろとトラブル防止のためにも、そういった正式に設けられた窓口での対応というのがまずは重要ではないかなというふうに考えているところでございます。

それから国の国会の衆議院の中でも議員の方が全国いろいろ地元に帰られてそのような声が多いということで質問がございまして、それから政府の参考人のほうも全国の商工会全てにおいて、農業、漁業も含めて、全ての対応ができるようにということで、答弁がなされておまして、正式に商工会のほうにも文書が参っております。以前とは違って、またそのような体制、サポートも充実されているというふうに思いますので、まずはそちらのほうに相談に行っていただければありがたいのかなというふうに思っています。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 前田 隆議員。

7 番（前 田）

さっき読み上げた南日本新聞のこれ、詳しいことには相談に乗りませんと言っているわけですね。だから私みたいな年寄りができるわけがないですよ。大崎町はわざわざ農家にこういう手紙まで送って、来なさいと。人のものを取るわけじゃないですよ。我が町のお金を出せとは言いませんよ。国がくれるわけですから。仮に10万円でも20万円でも仮に5万円でも。できれば、町で来年の1月15日までですから、何か月からすれば皆済むんじゃないですか。できないですか。もう1回。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

さっきもお答えしましたけれども、サポートとかそういうことはできますので、相談にお越しいただければサポートはできますよということです。申請の方法ですけども。職員はできませんけれども、そのやり方とか、スマートフォンでもできますので、そういう方法とか、そういうことは町のほうでもサポートはできます。申請そのものは自分がやるのが原則なんですよ。

以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田 隆議員。



7 番（前 田）

言われることはよく分かります。ちゃんとこれにも載っています。でも自分で申請ができないと。だから大崎町の場合は、一番最初は、2人で午前中かかったそうです、書類を作りかて。なかなか、ああでもない、こうでもないということで。それで私が知っている農家は、1時間かかったそうです。でも今は1人30分ぐらいで済むそうです。これにも書いています、30分ぐらいと。それぐらい短い時間で、専門がすれば、それだけ早く済むわけでしょう。ですから、最初に言ったように前向きな回答をお願いしますと、最初に特に念を押したつもりで言ったんですけれども、これはぜひ町民のためになるわけですから国からの補助金がもらえるわけですから。もらう人と、もらえるのに申請ができなくてももらえなかったという人もたくさん出てくると思いますから、ぜひこれは何とか、今日、「はい」と言えとは言えませんが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に1番 小川香織議員の発言を許します。

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

通告に従いまして、6つの一般質問をいたします。

まず初めに、学校関連について教育長に尋ねたいと思いますが、質問に入ります前に、新型コロナウイルス感染症に関わる医療従事者、関係者の方々に対しまして、尊敬と感謝の意を表したいと思います。また経済活動がかつてないほど停滞している状況に対しまして、この状況を打破し、新しい生活様式を取り入れながら事業展開を行っていかうと努力されている全ての方々に対しましても、尊敬と感謝の意を表するところでございます。新型コロナウイルスのパンデミックは長期的に続く可能性もあると危惧され、多くの不安も残る中、町民一人一人が笑って過ごせる日常が1日も早く、そして多く訪れることを願って質問に代えさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルスによる学習の遅れに対する本町の取組について質問します。

鹿児島県でも新型コロナに関する休校要請が出され、本町におきましてもこれまで2週間以上の休校が実施されたと思います。この長期休校に伴う子供の学習の遅れや格差が心配になるところです。

そこで質問いたします。

新型コロナウイルスによる休業で終わらなかった授業などがどの程度あるのか。また遅れた分を取り戻すために計画される授業等により、現場職員に対する仕事量の増加や負担は生じていないか。今の計画授業による児童生徒の習熟度はどうであるか尋ねます。また必要であれば学習支援員等の増員等の考えはないか、端的に答弁願います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

休業のための授業の未履修はありましたが、その回復のために、行事等を授業に充てているので、その分は多少増えたかもしれませんが、先生方の授業時数が増えて、仕事量が極端に増加したということはないと思います。1日の授業時数は決まっております、毎日6限までとか7限まで増やすというようなことはしておりません。それは職員よりも子供たちに無理が生じます。また、例年なら成績処理や通知表及び指導力の作成、そして入学式、始業式、その他の新学期の準備と、3月は特に多忙を極めますが、休業のための授業がない分、ある意味余裕を持って仕事ができ、教材研究など授業の準備もできたのではないかと思います。ある職員の話ですが、こんなに余裕をもって指導力などを書き上げたことはないといった先生に対し、新採用の先生がいつもは授業をしながらこれだけのことをしているのですかと驚いたという笑い話みたいな話を聞いたこともありましたが、もちろん未履修の分を取り戻すために4月、5月は行事の中止や延期、あるいは変更、時間割の組替え等、工夫しながらその解消に先生方が頑張っていたことは事実ですが、物理的に無理な負担があったとは思っておりません。ただし、時間数として先ほどの工夫等や予備時数の活用によりほぼ解消しつつありますが、御指摘のとおり、学習内容の定着度は十分ではないと思います。

よって、その対応として夏休みを数日短縮し、それを授業日として補充し、授業の内容の充実を図れるように先生方をお願いしたいと考えております。学習支援員等の増員については、今のところ考えておりません。前述のような理由及び現在の支援員の確保でも難しいところでして、地区や県全体でもまだ教員が不足し、過去の免許所有者も含めて人探しをしているのが実情です。そういうことで希望しても簡単に増員というのは難しいと思っております。授業の内容、時数がどうのこうのというのはほかの議員の方々の質問にも関連がありますので、またそういうところを参考にいただければと思います。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

6月5日付の南日本新聞のほうに、鹿児島県の公立小中学校で、新型コロナウイルス感染関連での休校による授業の遅れというのが県内で小学校が17時間、中学校20時間であると明らかにされています。昨日までの個人的な確認ではありますが、鹿屋では33時間、大崎では20から40時間の遅れがあつて、本町とともに、本町と同じ姿勢ですが、夏休み期間を短縮して、その遅れを取り戻すとおっしゃっています。先ほど述べたように教員による余裕を持った今回計画ができたということではあったんですけれ

ども、こちらのほうに中学校3年生の6月号の便りのほうに第1回実力テストの結果というのがあります。また、小学校、柏原小学校であるんですけども、鹿児島学習定着度調査の結果というのがあります。小学校のほうで見ると幾分今までよりも定着度のほうが上がっているという判断で掲載されていますが、中学校3年生の場合、読み上げますが、国語、社会、数学、理科、英語について、全て50点以下の平均点を取っております。また最高点を85以上95が一番最高点で、合計点にすると439点が最高点、平均点が189点で、つまりこれは平均40点とか30点ですね。そういった点数以下の子供たちが多いからこのような平均点になっていると思います。このとおり、中学校3年生は高校の入試も控えている中、学習の習熟度というのは、とても低いような状況であるのではないかと感じるのですが、その点につきまして、余裕を持って計画をされているということですから、今後どのようにこの習熟度、平均点を上げていくのかというのを考えているのかお聞きします。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

その数字的なものはちょっと今持ってきていないんですが、学力がかなり低いというのは、ここ一、二年ずっと感じておりますし、そのため、うちの一番の課題はそれだというのは常々お願いをし、先生方にもお願いをしているところです。ただ、そのための具体的なことを今ここでというのは通告になかったものですから、準備しておりません。また後ででも、それは必要なときに出していただければと思います。

それで先生方にも、時間数としては、確かに頑張っていただいていることは今さっき言ったとおりですね。ただ、内容がどうなんですかと言ったときに、いや、もう十分やっていますという学年もあります。ただ、中学校は確かに小学校と比べてまだまだだなどというのは感じておりますので、そういうお願いはもちろんしているんですけども、今学校のほうに投げかけております。団体さんの意見もあって、そっちの交渉もあって、日数がどうなるかというのはここではちょっと答えられないんですが、今校長のほうでそういうことを含めて回答を木曜日までにもらうようにしております。というのは、給食の関係もあって、どうしても19日が金曜日ですので1か月前には発注をかけないかんものですから、早めに今交渉なんかをし、お願いをしたところですので。また細かい数字といいますか、その辺は今後ということをお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）  
1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

コロナウイルス感染関連での休校による授業の遅れというのは、各市町村の教委や学校の判断とするというふうに明記されており、また4日、文部科学省が学習の定着を図

る、演習などが家庭学習でも良いとし、学習モデル案を示す動きがあると記載されていました。本町でも家庭学習によるカリキュラムの短縮が実施されている状況というのはあるのでしょうか。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）  
ちょっと最後の質問のところをもう1回お願いできますか。

議 長（田之畑）  
1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）  
家庭学習によるカリキュラムの短縮というものが実施されているというような話を聞くんですが、家庭学習のほうで遅れた授業の分を補おうとされている方向というか、計画は今実施されていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）  
子供さんもおられるので大体のことはお分かりだと思うんですが、宿題といいますか、休業中の課題は、それぞれ学年に応じたものを出してあると思います。それを消化しておれば、かなりそんなに遅れるということはないと思いますが、ただ、私の個人的な予想、あるいは一般の方の話を聞くと、ゲームばっかりしてというのもよく聞きましたので、個人個人のそこの監督は保護者にさせていただきしかなかったんじゃないかと思うので、ちょっと答えにならないかもしれませんが、課題そのものは、また点検をしていると聞いております。お願いをしております。

議 長（田之畑）  
1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）  
2020年度から小学校の新学習指導要領が全面実施されて、英語の開始学年が前倒しとなっております。中学校では新学習指導要領の実施は2021年度からですが、自治体ごとの判断で先行実施され、各自治体による教育の格差が生じる案件ではないかと私自身は感じております。この英語に関しまして、中学生におきましては、授業内容がレベルアップしていると聞きます。また現在の時点ではユニット4まで進まないといけ

ない中、ユニット2までの進行であり、遅れた授業を取り戻すため定着に要する時間を家庭学習で行うよう進められているような話を耳にしました。家庭学習での定着を進めることには問題はありませんが、この実力テストの結果を見て分かるとおり、家庭学習の定着は学校授業で行われる授業の理解があつてこそできるもので、分からないことを分からないままに授業が進んでしまうと、家庭内学習での定着はおろか、最初の文法につまずき、学校での授業さえも分からないまま進行しかねないのではないかと危惧します。そのために子供の学力の習熟度をきちんと評価し、学習を進めていく責任が学校にあると思います。先ほど指導員の増員が難しいということをおっしゃいました。なかなか募集をしても集まらないということもおっしゃっていましたが、やはり子供の学力のことを考えると、どういった方法でという打開策がまだ検討はできませんが、できるだけそのような形で指導員を集めるとか、何か授業中に習熟度、理解度を確認するような授業を展開するとか、そういったことはできないでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

先ほども申し上げましたが、ちょっと通告内容と違うものですから、突然私ここで個人的なことを申し上げているところです。だから数字的なものはちょっと省かせていただきたいと思うんですが、支援員を増やしたら学力が簡単に上がるかと、そういう問題じゃないと。それから他市町に比べたら、本町は非常にありがたいことに支援員の数はパーセントでいうとすごく高いと思います。だから支援員がどうこうということではなくて、教員そのものが足りないよということは、県、それから文科省に対しても教育長の会議なんかでも非常にお願いをしているところなんです。そういう意味で大きな意味でかなり難しいですよ。さっきも申し上げましたが、まだうちは必要数が全部4月からもらえたと、ちょっと言葉は悪いですが、いるんですね。ところがまだ他のところは現在でも必要数が足りていないところもあるんです。大隅地区でも十何校あると。そういう状況があるものですから、単純に増やせ増やせと言われても難しい部分はあるんですよとお答えしたわけですね。

それから学校の授業で子供たちの理解力をとというのは当たり前の話で、だからこそ先生方は必至になって授業を確保したわけ。例えば家庭訪問をなくすとか、遠足をなくす。ただもちろん、子供たちの楽しみといいますか、そういう部分を何とか2学期に取り戻せるようにというような意味もあつて、2学期に何時間でもとにかく授業をしていただけないかというお願いをしているところなんです。だから委員会で回られたと思うんですが、校長さんも時間数としては何とか、そういう行事をやりくりして足りてますと、しつとありますということをお答えしたと思うんですが、だから内容をどこまで充実させるかということをお聞きしているところなんですということです。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

今おっしゃったように、授業で理解とするというのは当たり前だとおっしゃいましたが、やはり学習が、当たり前のこととできる方は言われると思うんです。だけど授業が分からない方にとって当たり前ということは多分存在しないと思うんですね。今、いろんなことを行事とか削減して、学習、学校の授業に充てようということで、試みているということなんですが、その試みに対して評価するためにも、どうか途中で本当にこの計画でよかったのか。子供たちが中学校3年生、最後の義務教育の授業を全部網羅できているのかということを検討していただきたいと思います。

次の質問に参ります。

G I G Aスクール構想について、本町の取組と計画について質問いたします。

政府が新型コロナウイルスへの対応としてまとめた緊急経済対策G I G Aスクール構想の前倒し実施等の施策の盛り込みや県における情報端末機補助支援等の発表を受け、本町におけるG I G Aスクール構想について、本町の取組と計画はどのようにされているか、尋ねます。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長 (天 神)

お尋ねにお答えしますが、この件につきましては、安倍総理の一言から始まりまして、具体的に言うとタブレット関係なんですが、文科省あるいは県の担当者はもちろんですが、本町の担当のほうも大変な思いをして今対応し、準備をしているところです。直接担当している管理課長から答えさせてもらいたいと思いますのでよろしいでしょうか。

議 長 (田之畑)

管理課長。

管理課長 (田 尾)

議員のお尋ねにお答えします。

本町でも国が示したG I G Aスクール5か年計画に基づき、タブレットの導入を考えておりましたが、国は急遽、本年度に小学校から中学校まで全学年を対象にタブレット導入の補正予算を組み、町にも通知が来しているところです。タブレットの導入経費につきましては、9月議会で補正予算を組む予定です。現段階では、タブレットを同時に何台でもつなげられるように、大容量の高速インターネット回線を学校の教室や体育館等に整備するための工事が始まったところです。またタブレットの導入を来年3月までに納品できたとしても、タブレットを活用した授業をするためには、デジタル教科書やプログラミング学習用ソフトの導入、電子黒板等の整備が必要になってまいります。しか

しながら、そういう環境整備ができたとしても、こうしたＩＣＴ機器を教職員がどのように使いこなすかが一番肝心なので、教職員を研修、指導してもらうための専門業者に委託したり、ＩＣＴの支援員等を確保することが必要になってくると考えているところです。今後も国の支援事業をうまく活用しながら学校関係者とも協議を重ね、ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて準備を進めてまいります。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

もともとそのＧＩＧＡスクール構想は２０２３年達成目標でありました。それが前倒しになり、本年度中、１００％実現する、できるだけ可能な限り実現を目指すと政府のほうで打ち出しました。今おっしゃったとおり、なかなか急な前倒し施策のため、いろんな計画とかそういったものが追いつかない状況ではあると思います。９月議会のほうに予算も提示するということでしたが、その９月議会の予算提示で間に合うのでしょうか。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長（田 尾）

このタブレットの導入は、日本全国の小学校、中学校、全学年一斉に導入しますので、業者のほうもその納品が間に合うのかどうか、来年３月までに果たして本当に間に合うのか、そこは不明であります。なるべくＩＰａｄとか、Ｗｉｎｄｏｗｓとか、Ｇｏｏｇｌｅ Ｃｈｒｏｍｅとかあるんですけども、その中でも子供たちが使いやすい機種を選定して納品が間に合うようなところを考えていきたいと思っています。場合によっては、来年度への予算繰越しというのもあり得ると思います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

さっきもお答えしたんですが、今課長も答えたように、本当に緊急というか、１月２０日ぐらいだったと思います、下りてきたのが。急遽、県のほうから集合がかかって行ったんですが、県の担当のほうも全くというか、いきなりだったものですから、文科省もそうですし、県の担当のほうもそうで、もうばたばたしているんですね。それで集まったときに、各担当者が集まって、質問がいっぱい出るけど答えられなかったんですよ。もうそれが続いているんです。後から質問をまとめて出してくださいと。それが返って

くるのに、また時間がかかると。それから最近でいうと、書類をこういうのを出してくださいと来るんですね。だからうちも少ない管理課2人でばたばたして業者に頼んで、2日、3日で書類を作ってあげたら、あくる日はまた訂正が出てくると。こういうので出しているんです。それが4回、5回ありました。それぐらい本当に順を追ってやっていない部分が文科省のほうの担当もそうだし、県のほうの担当もそうで、ましてやうちの担当なんかも必死でやっております。ということだけは一応お伝えしておきたいと思います。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今回の前倒し、異例のことだということも耳にはしていますし、そのために一生懸命頑張って整備とか準備をされているということも分かります。ただ、今おっしゃったように3月までに準備がタブレットとかそういった機器に対しても整備が整うか不明であったりとか、また指導体制も整えると言いましたけれども、今具体的ないつまでに整えて、いつまでに予算を上げるとか、そういったものもまだ確認等取れていないような状況です。例えばタブレットがいつまでに整備できるとなっても、この指導体制というのは、その前に準備しておかないといけないと思います。そのICTの使い方とか、環境整備が整ってから始めるではなくて、その前にすることも幾つかあります。大変なことだとは思いますが、その計画のほうもきちんと具体的に計画されているのか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長（田 尾）

学校のほうでは、教職員の教材の研究のグループもできております。そういった方々にこのプログラミング学習に向けて今も定期的に研修等を積んでいるところです。場合によっては先進地のところに視察に行ったりして、導入に合わせてそういった先生方が指導できるように訓練を重ねて、研修も重ねていきたいと考えているところです。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

企業の外部人材を活用したICT支援員による現場への支援も国の予算で盛り込まれていると思います。その予算を活用して、専門的なアドバイザーを早期に確保することも大事だと思います。福岡県では2017年、鹿児島大学の専門員をICTアドバイザー



一として、知見を生かした教育の推進に取り組んでいると、記事がありました。2017年でした。

このように、予算も確保できていますし、今から前倒しで様々な知見とか、そういったものを教育の推進に取り込まないといけないので人材の確保というのは、早急に確保していただきたいと思います。ほかのところも早急にそのように人材の確保に取りかかられると思うので、そこで遅れを取らないようにお願いしたいと思います。

また環境についても、ちょっとお聞きしたいんですけども、令和2年6月5日、教育産業常任委員会の委員会調査報告書によると、柏原小が家庭内にWi-Fiの設置があるところの調査をしたときに60戸のうち、10戸の家庭がWi-Fi環境があると答えていたそうです。柏原小学校だけなので、池之原小学校、中学校のWi-Fi環境については不明ではありますが、やはりこのGIGAスクール構想前倒しの理由の1つには、このような、今感染とかによる休校によるオンライン学習での授業の推進というの也被まれていると思います。そのためには、在宅、東串良町における各家庭のオンライン環境についても整備しなくてははいけませんし、その整備のための予算というの也被確保していかないとはいけませんと思いますが、その点についても話し合われていらっしゃいますか。

議 長（田之畑）  
管理課長。

管理課長（田 尾）

小中学校の各家庭にWi-Fiがあるのかどうか、先月調査をいたしました。その中で児童が588名おりますけれども、Wi-Fiのないと答えたところが55名、だから9.3%に当たります。それからもしPTAの戸数でいくならば、356世帯のうち、Wi-Fiがないというのが42世帯で、11.8%ないと。内訳を見てみましたら、もしかしたら就学支援とか生活保護とか、そういったところは多分Wi-Fiはないんじゃないかなと、こちらのほうで思っていたんですが、意外とつけているところが多かったです。普通に暮らしているところの方がWi-Fiをつけていないというところ也被見受けられましたので、8割から9割がWi-Fiが各家庭につながっていると。だからあと残りの1割程度の方々がつけてくだされば学校と家庭を結んでオンライン授業というの也被可能ではないかと考えておりますが、ただ現段階でまだそういった機械自体が全然そろっていませんので、今すぐできるとか、そういったことはないんですが、これについては、また国のほうも機材については無料で貸し付けるけれども、これに関わる通信費、毎月の通信費は個人負担ですと。だからそういったところまで行政が果たしてみるべきなのか、そこはまた検討しないとはいけないなと考えているところです。

議 長（田之畑）  
1番 小川香織議員。

1 番（小 川）

ない家庭もあるということだったので、今後国がどのような形で、毎月の通信費等についてされるか分かりませんが、その通信費の前の整備に関しても、あらゆる問題が出てくると思いますので、そういった面では、もし早急に解決しないといけない課題がありましたら、解決していただきたいと思います。今後子供たちはＩＣＴを当たり前のように使いこなして新しい時代を生きていくことになります。そのため、タブレットを日常的に活用できる指導体制をつくって、本町としても乗り遅れることのないよう、関係者が一丸となって取り組んでいただき、地域でのＩＣＴを前提とした教育施策を推進していただくことを期待します。

次に、学校周辺の交通安全対策と危機管理意識についてお尋ねします。

6月、9月定例会の一般質問で学校周辺の交通安全対策について問い、調査検討する等の答弁をもらいましたが、その後の活動というか、計画について改善などありましたら含めてお尋ねします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お尋ねにお答えいたします。

交通安全対策が最も急がれるのは、特に池之原小学校のほうだと思っております。その対策として、隣にある個人のお宅ですが、宅地の購入を試みたんですが、うまくいかなかったということは前の質問のときもお答えしたとおりです。地形的に余裕がない分、全面解決は難しいものがあります。そういう中で去年の12月にロードミラーを設置していただいたのは本当にありがたいことでした。ガードレールについては、総務課と建設課で検討していただいた結果、歩道の下に側溝のU字溝があるということです。だから支柱は立てられないということ。また車道のほうに立てるとなると車道が狭くなるということで難しいということでした。そこでこの問題につきましては、学校のスクールゾーン委員会でも引き続き検討していると思いますので、何かありましたら、また委員会のほうにも提案していただければ助かります。そういうわけで当分は裏門の車の駐停車禁止のこと、それから駐車場で降りて正門から歩いて登校というお願いに協力していただくしかないんじゃないかと思っております。学校からも1年生の保護者を中心に全体へのお願いを継続していくということでした。また、中学校も同様に、歩育のお願いをしていますが、雨天時はやむを得ないということもありますが、車での送迎は減っていないようです。今年はコロナの関係でPTA総会も開催できず、送迎の在り方を直接お願いできずに不徹底な面があるようです。そこで、5月末の学校だよりに車の送迎に対する校長先生からのお願い、つまり役場の下の道路から入り、駐車場で降ろして中学校前の道路へ出ていくという通行図と併せて一方通行の協力依頼の記事が掲載してありました。しかし、余り効果がなくて数台しか今のところは守っていないんじゃないかと思っております。6月4日か5日だったと思うんですが、再度担任の先生から子供を通じて保護

者の方々に協力の依頼をしたようです。ここ2週間、私も見ていますが、記事を読んでいるのかなと、あるいは子供が親のほうに、保護者のほうに話をしていないのかな、そういうふうな感じを持って見ているところです。一方通行の協力者、本当に数名じゃないかと見ております。今後也是可以は関係各課や機関に相談をしていきますが、まずはすぐにできる保護者の協力を継続して強くお願いするように、学校のほうにもまた指導をしていきたいと思っております。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今おっしゃったお便りを通じた保護者に対する協力というのが私も手元に持っております。小学校、5月29日発行分では、駐車する車が何台も重なり車の往来が大変危険ですと。また地域住民や警察などから駐車の厳しい指摘もあります。中学校のほうでは、6月1日発行のほうで、昨年度は役場駐車場内での事故も発生しました。また生徒が危ないという光景を何度も見ましたというお知らせが書いてあります。今おっしゃったとおり、保護者のほうに協力をお願いしているという通知はこのお便りのほうでも伝わってきますが、やはりこの便り、お願いだけでいいのかなというのが私の本当の気持ちです。例えば今、保護者による朝の交通安全で立っていらっしゃることもありますが、それは朝だけであったり、期間だけであったりして、ずっとではありません。つまり子供たちを守る大人が通学路にいるということは限られている時間しかないんですね。そこで、こういうふうに車を使われる保護者に対する協力というのをさらに強化してお願いしていかないといけないと思います。小学校の裏門に対しては、校門のほうから15メートル以内は駐車禁止と書いていますが、今現在、保護者の方が乗られる車、ワンボックスとか、少し大きな車が多いです。つまり15メートル離れていても、また間隔をすごく空けていても対向で通る場合、後ろが見えません。そして見えたとしても急に突然見えるのでハンドルを切るとか、横に寄せるなど急な判断が迫られて危ない状況もあります。やっぱり事故が起こっては危ないと思いますので、このようにお便りだけではなく、学校の総会、保護者が全部集まる機会とか、授業参観、様々なイベント、今年はちょっと中止されるかもしれませんが、その一つ一つの集まりに対してもきちんと指導していくというような形でまだまだ学校の安全に対する指導というのができるような気がするんですが、その点はいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

そのとおりなんです。だから機会があるごとに、お願いをしているということです。ただ今年はいろんな会が中止になっております、コロナの関係で。だから総会で、例え

ば中学校だと総会でそういう提案をし、そして徹底を図るという狙いがあったんですが、それができなかったから、校長だより、そういったものでも、あるいはまた担任についてもお願いをしたりしているところなんですね。だから機会があるごとにやるけどなかなかそれが守れない。それから池之原小のほうは特にあそこに停めてしまう。それで教頭とかもあそこで交通整理をしているんですが、どうしても雨の日とか、それから新1年生の場合は、なかなかそういう話を聞いていなかったりしたんでしょうね。4月当初はやっぱり多かったということで、だけど、そういうお願いをして今減っているというの聞いております。だから続けて、とにかく前に出た案で、駐車場で降ろして、それで子供たちは正門から行くというようなことをすれば、あとは先生方が車が上に上がるのと、子供たちがその部分だけです。で、まだ校庭内といいますか、学校の敷地内ですからまだ十分安全確保できるのかなというふうには思っています。だから一番いいのは近辺の土地でも購入できてというのが一番なんです。だけど、それがかなわなかったというのはさっきも言ったし、前にもお答えしましたよね。そういうことをだから、さっき言いました交通安全関係のそっちのほうで、ぜひ出していただければと思います。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今まででもやはりそのように取り組んでいらっしゃるということは存じております。ただ、今まで続けていても成果がないということでしたら、きっと何らかのまた補填するような指導とか、伝え方とか何かあると思うんですね。またそういったところを検討していただけたらなと思います。今までのやり方で足りないということであつたら、保護者がなかなかお願い、協力をもらえないじゃなくて、それ以上、どのようにしたら協力してもらえるかというような方向性を見出してほしいと思います。子供たちの安全を第一として、地域、保護者による事故が起きないように、聞き取り調査を行ったり、指導体制の充実、配布物以外の告知、専門家による検証など十分に配慮した今後環境の整備と保持に努めていただきたいと思います。

次に、町長に質問いたします。

4、新型コロナウイルスによる本町の対策事業と財源の確保、また今後の財政運営についてお尋ねします。

現時点での新型コロナウイルス感染に伴う財政面への影響をどう捉えているか。また今後の財政運営について、どう考えているか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町における現時点での新型コロナウイルス感染に伴う財政面の影響についてですが、コロナというのはすごい状況で、戦後75年ですけれども、最大の危機感があるんじゃないかなと思っております。唯一、我がまち、商店街というか、飲食業が少ないのもよかったのかなと思っておりますけれども、世界情勢、本当日本だけじゃなくて世界ですね、ひっくるめたすごい状況になってきているだろうと思っております。

緊急事態宣言に伴いまして、経済活動を自粛することによって起こる税収の減ということですね。感染拡大防止に対する費用など影響してくると考えております。5月1日専決予算の特別定額給付金、子育て世帯の臨時特別給付金、6月補正予算の学校臨時休業対策費給付金は、おおむね国庫支出金を財源充当しておりまして、財政面への影響は少ないと考えております。それに合わせまして、本町独自の取組といたしまして、住民1人当たり1万円を給付するえがお支援給付金、そして県が支給する新型コロナウイルス感染症対策休業等給付金に10万円を上乗せして給付する。本町在住の方々を対象に1万円で1万5,000円分の商品券、これを2,000セットを抽選販売するということで、町割増金付商品券発行補助金でございます。ちょっと学生が安心して学業を続けられるように、学生1人当たり5万円を給付する学業支援給付金、経済活動が回復し始めたタイミングでスポーツや日光を目的としたコロナ経済対策ツーリズムなど、以上5つの取組を予算化し、今後の財政運営を図っていきたいと考えております。現時点におきまして、急激な歳入減、突発の歳出増に備えて積み立てた財政調整基金を財源充当しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を9月補正予算で計上し、財源更生をする予定でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今本町独自の5つの施策の答弁をしていただきました。このコロナ関連予算として、本町独自の5つの政策、総額してどの程度の予算を計上されているのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

その5つの予算計上ということですが、ちょっと数字的にはまとめておりませんが、一つ一つ答えさせていただきたいと思いますが、住民1人当たり1万円を給付する事業、えがお支援給付金ということは六千二、三百万円程度予算計上いたしているところでございます。県が支給する新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金10万円上乗せにつきましては、たしか100万円上乗せいたしております。それから本町在住の方を対象に1万円で1万5,000円分の商品券2,000セットを抽選販売すると、いわゆ

る町割増金付商品券発行補助金というところでございますが、これにつきましては、2,000セットで3,000万円程度計上いたしております。それと学生が安心して学業を続ける学生1人につき5万円を給付する学業支援給付金ということで、これにつきましては1,500万円程度だったかなというふうに記憶しております。それと経済活動が回復し始めたタイミングで、スポーツや肉を目的としたコロナ経済対策ツーリズムということで、数字的には100万円未満だったと思いますが、これにつきましては、9月補正で計上させていただく予定でございます。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今答弁いただいた総額で約1億円を超えている予算のほう町の財源から総額して計上されたと把握しております。今後、第2波、第3波を懸念される中、長期的な経済の低迷が危惧される中、この第1波でこのように1億円超えの予算が計上されているのですが、今後もそのような計上ができそうでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

先ほどおっしゃったとおり1億円という話が出たところでございますが、これにつきましては、国の予算につきます新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金ということで、6,200万円程度の交付金の予定をいたしておりますので、それも財源構成ということで今後調整させていただきたいと思ひますし、また第2波、第3波につきましても、来ないにこしたことはないんですが、財政調整交付金で支援できるものについてはしていきたいと思ひますし、また国、県の動向を見ながら合わせた支援策、あるいは独自の支援策も含めて今後必要があれば検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

国の交付金のほうがあるということで、本町の予算の財源のほう1億円を超えるような歳出というのはないということで安心はしました。ただ、今回はえがお給付金10万

円上乘せに関しては、特に売上げが50%未満とか、そういった枠がない中で支給されております。今後、第2波、第3波、第4波といろいろ懸念される中、国の交付金も満額というか、今いただいているような金額がもらえない可能性もあると思いますので、やはり必要な人に必要なだけいけるような政策も含めて今後考えていただきたいと思います。

また、国・県の交付金だけでは、やはりこの財政を補うことはできないと思います。コロナ収束も含めて、本町における地域経済の活性化への取組というのをどのように計画していらっしゃるか。計画しないといけないと考えますが、時期も含めて計画支援していこうと考えているのか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃった計画ですけれども、商工会における商工面ですが、この地域経済対策といたしまして、3つの対策を計画しております。まず1つ目の対策といたしまして、本町では初となるプレミアム商品券、5割増しの商品券発行事業でございますが、これ今、課長が5つの中に言いました1万5,000円分の商品券をお渡ししますけれども、その中のこれは7月7日までの商品券有効期限が9月30日までとなっております。2つ目の対策としまして、来て、焼いて、食べるだけの手ぶらバーベキューというものも実施したいと考えております。肉ツーリズムイベントの開催でございます。これは8月29日土曜日ですけれども、円山公園敷地内におきまして、肉、29日の語呂合わせでございますが、町内外において長期休暇の方が多く参加しやすい時期であること、また、町内外に居住されている本町出身や関係者も規制されるタイミングでありますので、参加者数の増加が見込めます。このイベントを企画した背景といたしまして、落ち込んでいる和牛肉などの消費喚起を促す観点から鹿児島黒牛の消費拡大と、畜産農家と、子供たちの笑顔あふれる憩いの場として参加型イベントを開催し、併せて町商工関係の協力を仰ぎながら町内消費にも努めて、町の活性化を図るものでございます。地方創生第2期総合戦略では、交流人口増加の施策といたしまして、未利用資源を活用した魅力的なPRを行っていくことが明記されております。また、国の施策といたしましても、交流人口から一歩踏み込んだ関係人口の増加を促していきます。そこで資源の発掘機会や町内外の方が容易に参加できるイベントを開催し、各施策の糸口として計画いたしました。金額的には、牛肉、豚肉、鶏肉、こういう1パック前売券で2,000円と、当日券にいたしますと2,500円の販売を予定しております。

本町の農業、漁業の分野につきましては、コロナの影響によります全ての分野でございますけれども、おおむね収入の減少でございます。経営的にも厳しい状況であると承知しているところでございます。

現在の状況でございますけれども、例といたしまして畜産分野を見てみますと、子牛のせり市では3月4日、大幅な下落だったことから5月せり市を中止しておりましたが、

緊急事態宣言解除の影響もあり、前月並みで下げ幅が少ない状況でもありました。6月せり市では、他地区の情報を見ますと、5月平均価格よりも上昇の地区もあるようで、若干ではございますが、回復の兆しが見られたところでございます。肝属地区の6月せり市が明日17日から3日間開始されますが、コロナの影響が少なくなり、消費が戻ってくれば畜産分野に限らず、他の分野についても回復していくのではないかと期待しているところでございます。

去る6月12日、国の2次補正予算も成立され、農業対策について国の緊急支援対策等が示されておりますので、本町の農家の皆様方が有効に活用できますように広報支援等に努めていきたいと考えているところでございます。なお、緊急ではございますが、高収益農家の皆様方を対象とした国の事業による高収益次期作支援給付金が示されておりますので、明日17日から3日間、農協東串良支所において事業説明会を開催し、来週22日から30日までの間、役場及び農協東串良支所において申請受付を開始する予定でございますので、取り急ぎ御報告申し上げます。

今後、第2波、第3波も懸念されますし、完全な収束までは数年かかると言われておりますので、予断を許さない状況は当面続くと考えております。町の支援につきましては、特定の分野だけでなく、不公平感が出ないように、また町民の皆様方の理解が得られるような支援策でなければならないと考えております。本町の農業、漁業等の経営維持、安定のため有効な支援策については関係課ともよく協議し、適時適切に取り組んでまいります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

必要な人に必要なサービスが行き届くよう、財源も含めて今後も計画をお願いします。次に、災害対策について質問します。

先ほど議員の方が質問された内容に重複することもあります。去年行われた避難訓練での意見や改善、またそれを踏まえた新型コロナウイルス感染症対策、災害時の避難所及び長期避難所について対策がなされているのか、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

災害対策ですが、昨年11月9日に豊栄地区の津波避難訓練を池之原小学校で実施いたしました。豊栄地区の住民の方々や池之原小学校の児童、町消防団を初めとする関係機関の方々が参加されました。併せて同時刻に柏原小学校、東串良中学校でも津波避難訓練を実施いたしました。避難の在り方や避難に要した時間などの検証を行ったところでございます。この避難訓練は、自ら避難し、どのような行動を取ればよいかということ



は、体をもって覚えていただいたことが一番の収穫ではなかったかなと思っております。この訓練では、地震伝達訓練、津波避難伝達訓練、警戒広報訓練、それと避難及び避難誘導訓練、救護訓練、それと要配慮者救助訓練を実施し、救護訓練では今回初めての試みといたしまして、簡易トリアージによる避難者の健康チェックを実施したところでございます。避難などに関わる問題点や改善すべき点などについては、東部消防署を初め、町消防団などと協議し、また各小中学校の防災担当とも協議したところでございます。避難行動につきましては、あらかじめ避難訓練の周知を行っていたために、避難伝達のサイレンが吹鳴する前から住民の方々が避難を開始していることが見受けられたことや、初めて実施した簡易トリアージについて基本的に医療従事者が実施するものであるため、大規模災害時に町の保健師や女性消防隊員などでも実施できるように内容の見直しについて東部消防署などで協議しているところでございます。

また、昨年7月3日に大隅地方で記録的な大雨に見舞われ、避難指示を発令し、避難所にはピーク時で約89世帯、そして173名の方が避難され、一部の高齢者から冷房について寒さを覚え、訴える方がいらっしやいまして、毛布などが不足していたところでございました。このため備蓄物資の充実を図るべく、昨年度に非常食600食を購入し、今年度は現時点でパーテーション28張り、パーテーションというのは、これはテント型のファミリーとかそういうのがございますけれども、そういうのを一応買いまして、それと毛布30枚などを購入しているところでございます。今後とも東部消防署など関係機関の協力を得ながら防災対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

昨年行われた避難訓練での改善とかいうことで、備蓄物資の整備とかいろいろおっしゃっていましたが、避難訓練で学校の階段に手すりが欲しいという案もありましたが、1年たってもやはりそれはまだ計画として上がっていないのではないかなと思います。やはり避難をされる方がおっしゃった意見とか要望というのは瞬時に対応していただきたいと思います。

次の質問に行きます。委員の選考選出について質問します。

本町における農業委員や民生委員など最終的に町長の任命で決定する委員の選考選出について基準公募の仕方などどのように行われているのか、端的に答弁願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

今、議員のほうからありました委員選考及び選出につきましては、東串良町農業委員選考委員会にて農業委員会に関する法律による要件、これは農業委員定数の過半数以上が認定農業者であること、利害関係を有しない中立委員、そして年齢、性別に配慮することに加えて、町の候補者評価基準に基づく農地法に違反する行為、2番目に遊休農地の所有、そして推薦応募の理由が適切であるかなどの項目で評価し、選出しています。農業委員の公募につきましては、3月の広報紙及びホームページにて募集しております。民生委員の委嘱につきましては、民生委員法第5条により、都道府県知事が市町村の民生委員推薦委員会から社会福祉等に対する熱意があり、地域の実情に精通した者として推薦された方について努力義務がありますが、県の地方社会福祉審議会の意見を聞いて、県が推薦し、厚生労働大臣が委嘱することとなっております。

また本町にいます民生委員の推薦会は東串良町民生委員推薦会規程に基づき、7名で構成されております。町議会議員を初め、社会福祉事業の関係者や教育関係者、そして行政機関の職員、学識経験者となっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今答弁いただきましたように、その選考選出は全て公平公正で、個人的かつ基準等にとっとり執行されているということで答弁をいただきました。ただ、公募をされていない、今回農業委員や民生委員について質問したんですけれども、公募されていないところの選考選出などもあるのではないかという話も聞きます。

今後、やっぱり誰からも納得できるような公募、委嘱等を今されているということでしたので、今後も明確に行っていただき、より良い東串良の発展と継続を願い、質問を終わらせていただきます。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

|       |   |              |
|-------|---|--------------|
| 休     | 憩 | 午前 11 時 37 分 |
| <hr/> |   |              |
| 再     | 開 | 午後 1 時 00 分  |

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6 番 泊 重巳議員の発言を許します。

6 番 泊 重巳議員。

6 番（ 泊 ）

さきに通告いたしておりました令和２年度の施策の方針について町長に質問いたします。

町長は２期目の初年度として「笑顔あふれるまちづくり」を信条に、「子どもに夢を」「若者にロマンを」「お年寄りに愛を」をモットーに就任以来、町の振興を図ってこられました。令和２年度の施政方針に、消防防災対策、定住促進対策、観光事業、経済振興、道路の整備、福祉の充実、保健衛生事業、教育の振興を掲げておられます。大きな事業として、令和２年度は児童館の跡地に管理棟を建設する計画でございます。そのほかに注目すべき事業は見当たりませんが、笑顔あふれるまちづくりのために、具体的な事業は何を考えていらっしゃるのか。また、先ほど同僚議員に答弁されましたので、簡潔に本年度の最重点政策は何かお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず、「子どもに夢を」に対しましては、保育児童の健全育成等のために、認定こども園、青葉保育園ですけれども、新園舎整備に対しまして、補助金を交付いたします。また、選べるまちパワーアップ戦略といたしまして、今議員おっしゃいました児童館解体後、円山公園管理棟を整備し、柏原海岸交流拠点として海辺のまちでアウトドアライフを体験できる遊んでよし、住んでよしのまちのパワースポットを整備いたします。

小中学校の学習意欲を高め、学力向上を図るため、各種検定料を前年度に引き続き助成いたします。子ども医療費助成や保育所等の副食費の補助、各種予防接種等の助成拡充により、子育て世代を支援いたします。また、町内の小中学生を対象に、野外活動や人との交流を体験し、心豊かでたくましい東串良っ子の育成を図ります。

また、今回の一般会計補正予算に町独自の新規事業といたしまして、乳幼児紙おむつ助成券支給事業を子育て世帯への支給支援策として計上したところでございます。

次に、「若者にロマンを」に対しましては、若年層にも特定健診等の各種健診の充実を図り、健康管理を土台にした若者の活気あふれる活躍をサポートいたします。また、不妊治療や育児支援を継続し、若者世代の切実な悩みに寄り添います。

令和元年度で完成いたしました柏原地区定住化促進住宅の募集開始により、若年層を若者中心とした住みやすいまちづくりを促進いたします。新築住宅に対する小型合併浄化槽設置を鹿児島県が廃止しましたが、町独自の取組といたしまして、鹿児島県補助金分も含めて補助いたします。東串良町の活性化を図り、かつリーダー育成のための活動が期待できる優れた後継者づくり、人づくりを目的とし、就学研修費を助成いたします。産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、農業用機械等導

入費用を補助いたします。次世代を担う農家を志す者に対して、農業次世代人材投資資金を交付いたします。産地の収益力強化及び農業担い手の経営発展を推進するため、施設ハウスの整備費を補助いたします。

地域の将来を担う農家が経営規模の拡大等に取り組む際に必要となる農業機械等の導入費用を助成いたします。

桜島の降灰被害を防止するため、活動火山周辺地域防災営農対策事業といたしまして、施設ハウスの整備費用を補助いたします。

系統牛の保留や高等登録を受験した牛の産子を保留、導入した優良な牛に対して、保留にかかる費用を助成いたします。

鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会に向けて、共進会等に協力的な畜産農家の鹿児島県指定優良牛の導入費用を助成いたします。

最後に、「お年寄りに愛を」に対しましては、敬老年金や寝たきりの高齢者へのおむつ支給等、町独自に施策を継続させます。

また健康寿命の延伸を図るため、健診事業や体操教室を実施し、高齢者の健康とクオリティ オブ ライフの向上に努めます。

以上の施策の中で、どれが最重点かと言われますと、全てが最重点であり、そのほかにも今年度は新型コロナウイルス感染症に対する対策も重要であると考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊 重巳議員。

6 番（ 泊 ）

今年度もいろいろな事業を展開されることで御答弁いただきましたが、最小の経費で最大の効果を上げることが住民サービスの大きな課題でございます。年々財政も厳しくなっておりますが、財政状況を十分に考慮し、健全な財政運営が図られますよう要望いたします。

次に、備蓄基地の津波対策について質問いたします。

南海トラフ地震が30年以内に7.4メートルの津波が70%の確率で発生すると専門家が予想されております。昨年の11月24日に総合センターで12月1日に農村環境改善センターで議会と町民とのみんなで語ろう会を開催いたしました。農村環境改善センターでは、備蓄基地への不安の声がたくさん出ました。タンクが津波で流された際の油の流出、大規模な火災に対する対策はどのようになっているのか、質問に対して、志布志基地の回答は、平成27年度に基地に最も影響を及ぼすと想定される地震・津波を想定したシミュレーションを実施し、その結果、基地全体に液状化、及び30センチ程度の地盤沈下が見られるものの、ほぼ均等に沈下し、タンク地盤は強固な砂杭に支えられていることから、タンクには影響はないということでございます。

また、大規模な火災への備えについては、基地内に自営防災組織の体制を整えており、万が一の火災には、地元、公設、消防を連携し、消火活動に当たるとされております。タンク全面火災となった場合には、志布志基地が加盟している南九州広域共同防災協議会に配備している喜入基地にある大容量泡放射砲を要請し、消火活動に当たるとのことですが、消火するまで大分時間がかかるわけです。志布志国家備蓄基地は、柏原海岸より500メートルの沖合に人工島で埋め立ててできた土地でございます。地盤も割に弱いわけでございます。既に液状化、地盤沈下もでございます。柏原の消防会館付近は、標高ゼロメートルで、大きな津波が襲来すると全滅でございます。

では、質問に入りますが、地区の住民、町、県、国、管理会社、専門家で備蓄基地の津波対策を協議する協議会を設立する考えはないかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員のほうから説明がありましたとおり、ほとんど私が答えようとしたものは議員が今お答えになりましたけれども、そういう協議会を設立というか、そういうことをまた備蓄基地も協議して考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊 重巳議員。

6 番（ 泊 ）

我が東串良町は、高低差もなく、災害への不安は余りございませんが、いつ災害が発生するか分からない時代でございます。備蓄基地の災害には、想定外の災害もございますので、早急に対策を協議をする場をつくっていただきますよう要請し、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、9 番 宮地利雄議員の質問を許します。

9 番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

よろしくお願いします。今回は3点について取り上げてみました。

一つは、本町議会の教育産業常任委員会でコロナ対策について教育産業常任委員会で各学校を訪問してクラスの状況なども直接見たわけですが、中学3年の授業風景で、

クラスが一番後ろの壁まで背中がつくような形で、まさに密の状況が見られました。コロナ対策ということで、当初のうちは大体各地で20人ぐらいのクラスの授業風景が見られていたわけですが、最近は、それがまた40人の学級に戻っているという地域もあるようです。本来は、2011年でしたか、全ての生徒も参加して、35人学級を始めるということで、小学校1年から始まったんですが、既に9年たちましたから、毎年1学年ずつその35人学級を上学年に実施していくということが決まったんですが、安倍内閣の下で、それが中止されて、本来は9年たってますから中学3年までこちら辺で全て35人学級が実現したはずなんですけれども、なかなかそうっていない実情があるということでございますが、本町の教育行政において、学級編制を、これは本町だけがやるというわけにはなかなかいかないと思うんですが、コロナ対策という名前を頭に置けば、いろいろと工夫ができるんじゃないかとも思うんですが、その辺の状況について教育長の答弁を求めます。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

お尋ねにお答えいたします。

35人学級というのが出てきましたが、制度上はまだなっていないにしても、本町の実態といいますか、人数からすれば、ほぼそういうクラスになっているんじゃないかと思います。小学校と比べますと、中学校は1クラス三十数名で、体の大きさもありますので、教室の広さからやや密になるのはやむを得ないと思います。それで体調管理、マスク着用、換気等は特に気をつけているところです。

学級編成の工夫についてですが、クラスを半分ずつに分けても教室が全く足りません。また指導する教員もいません。同じクラスで異なる授業をするにしても、1人の先生が同じ授業を2回ずつするしかありませんが、それでは、1日6時間の授業では足りません。分散登校にしましても1週間のうち3日登校する、または午前か午後登校するということになりまして、予定の時間の半分しか消化できないことになります。始業式やいろんな会合などは時差を設けて実施したこともありました。実技を伴う体育等は種目により交代でできることもありますが、普通の座学の場合は難しいものがあると思っております。鹿屋高校も学年ごとに分けて登校する曜日を変える分散登校をしたことがあったようですが、やはり課題はあったようです。密の完全回避は無理でも、マスクや換気は当然ですが、グループ学習をしないとか、お互いが長く向き合わないなどできる形でやっていくしかないというのが実情です。

先ほども説明いたしましたが、オンライン授業はハード面の準備が始まったばかりで、実際の授業ができるのは、まだかなり先のことになります。また第2波のことも想定しながら新しい生活様式を当たり前として、お互いが注意しながらやっていくしか、当面はそれしかないんじゃないかと考えているところです。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

今回発行された教育行政要覧、これを見て私もやっぱり高学年になると大変だなというふうに思っているところですが、議会としても、この少人数学級を目指して意見書なり、決議なり、ぜひ提案をしていきたいと思っているところです。教育委員会としても機会あるごとにそういう主張を今後もしていただきたいと思います。

それでは、次に、コロナ対策について2点取り上げておりますので、町長から答弁をいただきたいと思います。同僚議員も取り上げました持続化給付金の受付申請の業務を役場が代行できないかということです。私もインターネットでいろいろこのことについて調べてみましたが、この申請は、インターネットで接続した後、自分のメールアドレスを送るんですよね。そうすると申込書がメールで送ってくると。農家の人が何人か私のところにみえて、申請できないかということで来ましたけれども、この農家でメールアドレスを持っているところがどれぐらいあるのかと。なかなかですよ、これは。だから同僚議員も積極的に取り組みましたが、来年1月までの申請ですよ。ですから時間はあるわけで、ぜひ私は、先ほどの答弁では職員はせんどというような感じでしたが、ぜひ企画課と、それから農林水産課を含めて再検討してもらって、すぐ隣の町がやっているのに、ここはやらんというわけにはいかないと思うんですよね。その辺で町長の勇断を求めたいと思うんですが、いかがですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほどの同僚議員にもお答えいたしましたんですけれども、この持続化給付金の質問でもお答えさせていただきましたけれども、来年1月までということなんですけれども、役場での持続化給付金の受付申請、この業務代行は控えさせていただきたいというのが本音でございまして、今おっしゃいましたメールアドレスの作り方とか、そういうサポートというのはまた別の問題でございまして、そういう点については、またできることはやりますので、繰り返しになりますけれども、御自身で電子申請を行うことが困難な方々のためには、ぜひ鹿屋商工会議所や本町の商工会でも会員、非会員問わず対応されているところがございますので、税理士や行政書士などの士業の方々への依頼も可能という国の見解もございまして、できましたらそのことも考慮していただければありがたいなと思っております。

このように、持続化給付金の申請相談窓口の設置は国が行っておりますので、支援サポートを行っていただく団体には、国から既に依頼は完了しているところがございます。中に市町村は含まれておりませんので、またサポート会場である商工会におき

ましては、申請者本人に必ず行ってもらう点がありまして、商工会では代行できない点もあるということも伺っておりますので、申請時における手順がきちんと説明がなされているサポート会場にて手続きを行っていただく必要がございます。

このように、国から委託、あるいは要請がなされている正式な相談サポート窓口があるにも関わらず、国からの申請サポートの依頼も受けていない市町村が代行するということは控えなければならないということで私も考えております。万が一のトラブル防止の観点からも代行業務は行ってはならないと判断いたしておりますが、対象事業者にとりまして、大事な給付金申請でございますから、正式な申請サポート相談窓口でのお手続きをお願い申し上げるしかございませんので、御理解いただきたいと思います。また自主的な面もございますので、企画課長に補足説明をさせます。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

若干私のほうから補足の説明をさせていただきます。

先ほどから町長が商工会、あるいは商工会議所でのサポートができるということは申し上げておりますけれども、本町の商工会に対しまして、県の商工会連合会からお達しが来ておりまして、持続化補助金の事務費を活用して、定額給付金のサポートもしてくださいということで予算も活用して、そのような対応を取るようという案内も来ております。これにつきましては、経済産業省のホームページ上でもそのような案内もされております。それから商工会のほうに聞き取った中では、申請者本人に必ず行ってもらわないといけない点が3つあるということでお聞きしております。内容につきましては、宣誓事項を確認し、チェックを入れるということ。チェックを入れるのはただチェックを入れるだけですから読んでいただいて、不慣れな方でも対応できるというふうに考えております。

それから入力した内容の確認、これは当然本人さんが昨年の売上、そして今年のある選択した今月の売上を持っていかないとサポートも進まないわけでございますから、それはちゃんと聞き取りをされた上で、その内容に間違いはないか本人が確認すること、これは当然のことであると思います。

それから3つ目が申請ボタンをクリックをすること。これは幾ら商工会のサポートの方々といいましても申請ボタンを押すわけにはいきませんので、その最終的な申請をするボタンは本人さんに押させてもらってくださいという、このような内容におきましては、本人でないとできないというふうになっておりますので、何ら難しいことではございません。

それから先ほど議員がおっしゃいました農家の方がメールを持たれない方もいらっしゃる。これは当然のことであろうと思います。メールアドレスを持っていない方につきましては、そのサポート窓口におきまして、フリーメールアドレスを取得をするというふうになっておりますので、そこの御心配はないものというふうに思ってお



ります。

このように、国のほうとしてもホームページ上、議員も見ていただいたということでございますから、その部分は説明は省略させていただきますけれども、そのような商工会に対しても補助金が来て、そういった補助金を活用しての持続化給付金の支援というのも確立してありますので、どうかそちらのほうに足をお運びいただければというふうに思っております。

それから職員のほうに商工会議所のほうに6月11日にちょっと行ってもらいまして、その会場を見てきてもらいました。確かに体制が整っておりまして、11日の時点で6月17日の予約状況を見ても空きがあるということでございましたので、そこまで足を運んでいただける方は、またぜひとも行っていただければありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

ただいまの課長の説明で、やや、農家も行っても大丈夫かなと思いましたが、私も商工会に直接連れていって対応してみたいと思います。しかし、なかなかですね。

それでは最後に、国の今回の緊急経済対策で合計所得1,000万円以下、前年の事業収入が30%以上減少した場合の国保税や介護保険料などの減額や免除の取組はどうなっているかということで、広報東くしらの一番新しいものを見ると、年金については、年金の掛金、保険料の免除申請ができますというのがあるんですが、ネットで見ると、こういう国保税、介護保険料などについても、減額や免除の制度があるよというのが出ているんですが、その点についての周知徹底などは本町の場合、幾らかされているのかどうか、その点はいかがですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

国民年金保険税が減免の対象となる方につきましては、次の2つの場合がございます。新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った世帯の方につきましては、保険税全額を免除することはできます。

2つ目は新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方につきましては、保険税の一部を減免することはできます。

次に、国民健康保険税が一部減額される具体的な要件といたしましては、世帯の主

たる生計維持者について、事業収入や給与収入など収入の種類ごとに得た収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること、前年の所得の合計額が1,000万円以下であること、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることとなっております。なお、申請に当たりましては、収入を証明する書類が必要となります。

以上、御説明いたしましたとおり、厚生労働省の基準及び町国民健康保険税条例第26条の規定により迅速な支援の観点から適正に対応してまいりたいと考えております。現在のところ、国保税の減免に関する相談はありませんが、4月に相談希望者が1名ありました。介護保険料の減免につきましては、保険者である町の判断になってまいりますが、今回の新型コロナウイルス感染症に起因する収入減に関わらず、現行条例の第11条に保険料の減免について定めがございます。この第11条の各項において、新型コロナ関係の減免措置にも十分対応できるものと理解しておりますので、特段の対応措置を講じる必要はないものと思っております。現在のところ、このような相談はないとの報告を受けております。また、後期高齢者医療に関する保険料の減免等につきましては、徴収猶予及び減免に関する規則の定めるところにより、令和2年4月1日より施行されており、申請を町で受付、広域連合へ提出の後、広域連合が減免の決定を行うこととなっております。

国民健康保険料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となる業務の喪失や売上の減少などが生じて保険料の納付が困難になった場合、前年所得に関わらず臨時特例措置として本人申請の所得見込額を用いた簡易な手続により、国民年金保険料免除申請が可能となりました。そこで役場住民課、鹿屋年金事務所で申請受付を行っているところです。このことについては、広報東くしら6月号においてもお知らせしているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

ですから、この広報紙では、年金についてあるけれども、ほかにも今言われたように国保税及び後期高齢者の掛金などについても、こういうことができますよという周知徹底などぜひやっていただきたいということを要請して、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

次に、4番 牧原完治議員の発言を許します。

4番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

通告に従いまして、大きな2点ほど質問をしたいと思いますが、農業研修制度でご

ざいます。昨年12月議会で同僚議員の一般質問で、2期目を目指す町長は何を目玉にされますかという質問がありまして、その中で人口減少対策、それから観光事業対策、それと複合施設の整備、姉妹校、姉妹都市の締結と、4点ほど言われたと思います。中でも特にこの人口減少対策の一環として農業研修制度を充実させたい。中身については、空き家バンク等を活用され、研修生に提供したいと言われております。私もこの言葉を聞いて感銘を受けたわけなんですけど、どのような施政方針があるかなと見たところ、情報提供という一片だけが出て、残念ながらこの農業研修制度については、施政方針に出されなかったということなんですけど、これは町長は以前、28年度と29年度の施政方針の中でも農業研修制度という言葉を出してございます。この12月議会の答弁の農業研修制度というのにはなぜ触れなかったのか、お尋ね申し上げたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねの質問でございまして、昨年、令和元年第4回定例会におきまして、前田議員の質問の中で、私、町長2期目を迎えるに当たり、私の目指すまちづくり施策の中で、本町の人口減少対策におきまして、1つの事例での発言だと認識しておりますが、これにつきましては、企画課、農林水産課の事業を連携した複合的な取組となるところでございます。

現在の状況を申し上げますと、企画課の事業につきましては、地域おこし協力隊員が音頭を取りまして、東串良町後継者支援協議会を主体として、商工業分野及び農業分野における仕事を都市部の皆様方に御体験いただき、後継者として都市部からの移住について促進を図っているところでございます。PRの手法といたしまして、東京にありますふるさと回帰支援センター等を通じまして、広報活動を行い、移住フェア等のイベントでは、移住相談会の開催、また就農移住体験ツアーを企画したりしておりますが現在のところ、いまだ実現に至っていないのが現状でございます。

一方、農業研修制度についても、ただいま農林水産課におきまして、施設園芸、畜産に係る研修制度を模索しながら制度設計に取り組んでいるところでございます。5月の報道等でもございましたが、コロナの影響もあり、都市部では田園回帰趣向も強く、地方移住への関心が一層高まっており、若い方ほど農業への関心があるようでございます。意欲のある若者にとって選ばれる地域となるため、地域の支援体制の充実や栽培実績のない品目への支援、初期投資を軽減させるような施策を検討するなど、様々な要素を絡めながら知恵を絞り、就農希望者にとって魅力ある支援策を検討していきたいと考えているところでございます。

今回の施政方針では、残念ながら具体的な進展はなかったことから示せない状況でしたが、令和3年度に向けて実現可能となるよう移住推進の強化と研修制度の

環境づくり体制の構築に全力で取り組んでまいりたいと思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（田之畑）

4 番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

私が出したのは、2月21日の新聞で、就農支援目玉なく苦戦という新聞がございます。当時の木佐貫課長が批判した南日本新聞があったわけなんです。ここで町外から入った施設園芸に取り組んだ場合は、非常に狭き門だということが書かれてございます。実際、町外から入って施設園芸をしますと、ハウスはどうするのか。また、技術提供はどうするのか。いろんな問題がございます。住宅等については空き家等を利用すればいいんですが。そこで私が思うには年々施設園芸を辞められる方がいらっしゃいます。ですからその施設を何とか確保して町で確保して、そこに新しい研修生を入れて、技術提供というのは、町も技術員がいるし、JAにもいますのでそういうのはできるかと思いますが、とりあえずはそういう施設を利用した、そういう移住制度を実行されれば、入った方もそんなに元は要らなくてできるんじゃないかというようなことを考えているわけです。近隣で志布志市の農業公社、また肝付町の振興センターがございますが、志布志の公社については成功しているわけなんです。肝付町の振興センターについてはカラーピーマンを主体に投資をされておりまして、今グリーンピーマンになっておりますが、なかなか入り手もないということで、どちらかといえば失敗例じゃないかと思います。そこでうちの場合も多額の経費をかけずにそのような施設園芸を辞められた方のハウスを何とか確保して、そこに目をつけてやっていただきたいと思いますというわけでございます。

それから関連がございますので、2番目に入りますが、2番目の町園芸振興会の要望の中で、新規就農者の確保について、園芸振興会も心配されているということを聞いたわけなんです。これについては、今年4月22日に園芸振興会役員と農林水産課がここで協議があったと聞いております。町長が不在でいなかったということなんです。いろいろ議題がございましたが、その中でも振興会の高齢化が進んでいるんだと。県の指定ブランドであるピーマン、キュウリを何とか守りたい。また、本町は高い技術力がございます。そこも發揮して会員をもう少し現状維持、または増やしたいというようなことを心配されております。内容を見ますと、年齢構成を見ますと20代、これは園芸振興会だけなんです。20代、30代で人口が19%、60代、70歳以上が35%ということでございまして、人数的には142名振興会の方がいらっしゃいます。振興会外を入れると200名を超すかと思いますが、そのような中で非常に今年もピーマン、キュウリが絶好調でございまして、昨年対比116%ということで1人当たり150万円から200万円の収入が増えているんじゃないかと思えます。ですから、本町の最重点品目である施設園芸についてだけでも守ろうか、また攻めようというようなことを考えておりますので、町長はこの施設園芸農家の減少

傾向についてどのような対策というか、考えられてるか、質問をしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員のおっしゃるとおり、空きハウスもあるような状況はあるし、それと次は辞めるよという方、聞くんですけれども、いつやめられるか予定がないというか、うちの隣もいらっしゃるんですけれども、そういう形で、そういう方々、予約を取るといわけじゃないんですけれども、アンケートとかそういうのを取るのは大事だろうと思っております。今おっしゃるとおり、今年はこのコロナの状況でございましたけれども、我がまち、ピーマン、キュウリについては、そういうことはなくて、いい売れ行きだったというか、そういう感じだったと思います。今おっしゃいました我がまち、県のブランドでもありますピーマン、キュウリを守るためにも、今おっしゃるとおり、ハウスをいつ頃やめられるのかとかそういうのをアンケートを取って、これからもちろん高齢化なんですけれども、そういうのを気がついたときは、そのハウスがなくなっているような状況がありまして、やめられたと思ったらハウスがほかの農家の方々が移転されていて、ないような状況が今現在あるものですから。次入りますよという方がいらっしゃる状況をつくっていかないといけないし、だからそういうのをちょっとタッチできるような、今のところミスタッチですので、それがいい意味合いで状況がつかれるなら状況をつくっていかうかなと思っております。そういう形で今からですけれども、このピーマン、キュウリ、答弁させていただきますけれども、今議員おっしゃいました去る4月23日に町園芸振興会長から振興会の高齢化の現状、また新規就農者支援対策強化及びインターネットを活用した情報発信等について要望をいただいているところでございます。農業者の高齢化、減少についても全国的な問題でもございますが、農業の維持発展を図るためにも、移住定住等も対象とした新規就農者や後継者の確保、育成が必要であります。特に中山間地域の農業農村の維持のためにも、今後兼業農家の確保、育成も重要だと考えているところでございます。

本町の場合、農業後継者におかれまして、大体親元就農が主であり他産業、また非農家出身の新規参入者の確保についても喫緊の課題となっているところでございます。

去る5月25日の肝属地域における高収農業の課題に関する意見交換会がございました。私も含め、2市4町での首長会議でもありましたが、肝属地域の農業を守るために、意欲ある新規就農者の確保、また労働力の確保等について共通課題となったところでございました。今後各関係機関においても課題を共有し、連携を図っていくことで確認をいたしたところでございます。今後園芸振興会の認定新規就農者の皆様方には国の補助事業等による経営支援、また町補助金による農業基盤強化支援、また今年度の新規事業にてアグリマネージャー養成塾ということで、経営能力向上のための育成支援も計画しているところでございます。鹿児島ブランドでありますピーマン、

キュウリについては、県下でも東串良を中心とした地域の一大産地でもあります。町園芸振興会では地域農業の発展に大きく寄与していただいている中心的経営体でございます。今後、町園芸振興会のさらなる発展のために、問題解決、課題に対しまして、ともに共有させていただき、各関係機関とも連携を図りながら一体となって取り組んでまいりたいと思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

4 番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

非常にいい答弁をもらいましたが、その空きハウスについては何とか手配して、町外にハウスが逃げないようにしましょうや。

次に、持留川圃場整備についてなんですが、圃場整備については、私、質問が3回目になります。前回の町長の答弁では、地域全体の機運の高まりがあって合意形成が不足しているんだと。これができれば、立ち上げたいということと言われたわけなんです。持留川地区は、林田水系と併せて150町ほどございます。岩弘が始まりますのであとは全部圃場整備になるわけなんです。ぜひここは圃場整備として水田区画整備が立ち上げられないのか質問したいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

本町の水田の圃場整備につきましては、平成2年の西牟田地区の事業実施を皮切りに、川西地区、烏帽子地区、前牟田地区、池之原地区の5地区が完了しており、現在進行中の西牟田雪山地区を含めて、約530ヘクタール、約63%が大区画の水田として整備を終えているところでございます。また、平成30年度、採択されました岩弘地区は、本年度から工事が実施されるところでございます。圃場整備事業の実施につきましては、御承知のとおり、受益面積や担い手の一定以上の農地利用、集積等の要件でございますが、まず事業実施に向けての圃場整備を推進する方々による同意の収集や実現可能な担い手への集積計画の策定等の条件整備に向けた取組がまず必要となりますので、地域全体で圃場整備を実施するという機運の高まりが重要となってきます。その条件が整い次第、地区の選定に至れば、地元説明会を通じ、全ての受益者に同意いただけるよう地域の合意形成、農用地の集団化等の事業に取り組み、県営事業として採択申請に向け取り組む所存でございますので、地区を分けた推進についても、一定以上の受益面積があれば採択要件の条件が整い、地区の選定に至れば地区を分けて実施することは可能だと考えておりますので、ぜひ御理解いただければありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

4 番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

ずっと前に岩弘と持留が仮同意を取られたということがあったか、ちょっとそういうことを耳にしたわけなんです、そこで持留川地区については、この同意率が少ないのでできないということを聞いたことがございますが、農水課長でもよろしいわけなんです、この持留川地区で、その同意がなかなか難しかったという地区はどの辺か、課長でもよろしいですが、あれば教えていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

農業委員会事務局長。

農地課長兼農業委員会事務局長（前 田）

お答えします。

川東地区については、平成26年度に新事業導入に向けて提出された仮同意の同意率が76%だったということです。

議 長（田之畑）

4 番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

課長、どこの地区が同意が少なかったとか、多かったという、そこまではまだ分からないわけですか。

議 長（田之畑）

農業委員会事務局長。

農地課長兼農業委員会事務局長（前 田）

そこまでは分かりません。

議 長（田之畑）

4 番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

76%というのは、非常に低い数字なんです、私が思うには、例えば永峯道路から大崎町寄り、そういうところを最初にして、それから順次というようなことで、そこで計画されてみたら、まだ同意率も違うと思うんですが、どうでしょうか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

場所によりまして同意率が違うというのも、地権者の方々が大崎寄りにいるとか、川東の南側にいるとか、いろいろな関係があるだろうと思っていまして、結局圃場整備というのは、どこにしろ1か所にまとめるのが目的でございますので、できるだけそういう形でなかなかまとまらないというのはそういうところもあるだろう思っているんですよ。できたらこの地区を分けて、皆様がそういう気持ちで、半分なこっちやっけどしょうがないからという感じでもやれば、同意率は達成できるだろうと思っていまして、一概に私が言うことがいかないかもしれませんが、大体そういうのを皆様方が心の中に置いて、いや、半分なこっちでもよかがとかそういう気持ちを持って取り組まれば、住民の方々の同意ももらえるんじゃないかなと思っているんですけども、そういうこともまた考えていただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）

4 番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

ぜひ全体が110坪、町歩が全体でできないのであれば、地区別を分割したやり方でも立ち上げていただきたいと思うわけでございます。特に、外西建業辺りのあそこがずっと湿田で耕作できないというところもございます。また、まして役所とか山野地区におきましては、園芸地帯になって砂取り場になったり、非常に条件が悪いというようなこともございますので、何とか条件の悪いところでも取り組んで将来のためにいい水田にしていっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩します。

休 憩 午後1時53分

再 開 午後2時00分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。



3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

早速質問に入ります。

今日まず1番目に、またSDGs、またかと思われかもしれませんが、SDGsになぜこだわるかということもまた今日それを言って、意味を深く考えていこうかと思っています。

だから①で、まずこのコロナからちょっと話を持っていこうかと思っているんですけども、コロナ時代とか、ここに書いております。これは安倍首相がいつも口にされている言葉ですね。そしてコロナとの共生というのは、大阪の吉村知事がよく言われている。要するにこれからは、コロナと共生していかないといけないということで、コロナと共生していく、コロナ時代、これはどういうことかといったら、世の中が社会が変容していくと、ここに書いていますけれども、これからコロナを通して世の中を変容していくので、この②のニューノーマルという言葉を書いていますけれども、これをひっくるめてもいいと思うんですけども、要するにどういう社会が来るのかということ町長はどういうふうに認識されているかということをお聞きしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員のおっしゃったとおり、この戦後75年、そういう終戦後のような状態というか、そういう生活が戻ってくるような気がいたしまして、ちょうど今、地球温暖化が、地球自体が疲弊しているというか、今、燃やすのもやめてくださいとか、海水温度が上昇したり、異常気象が昨年度まででしたけれども、今年は分かりませんが、東北のほうに台風が行って、大水害を起こすというような異常気象の中、そういうものが起こったと。それと世界中で大きなハリケーンが起こっておりますけれども何か地球がイエローカードを出しているとか、そういうものが見えてくるような気がした、そういう世界の恐慌というものがあるような気がいたします。

今、議員の通告どおり、ちょっと私も言わせていただければと思いますが、今回の新型コロナウイルス感染症が私たちの暮らしに与えた影響は余りにも甚大なものであり、医療、教育、経済など、これまで築き上げた社会の仕組みがあつという間に壊れてしまうほどすさまじい破壊力であったと認識しております。特に経済の落ち込みは、東日本大震災をはるかに上回る規模で全国的に、世界的に広まっております。その影響は地方で暮らす私たちにもこれからじわりじわりと出てくるものと非常に心配しております。

また、ワクチンや治療薬の開発もあと2年にかかるとの専門家の見方もございます。

このことから新型コロナウイルスとともに生きるしか私たちには道はございません。議員がおっしゃるように、既にコロナとの共生という新しいステージがスタートしたと認識するしかないと思っております。これによりまして、国や地方の政策にも大きな転換を迫られることは必須でジャンルを問わず、いかにして知恵を出していくか、真の力量が問われるコロナの時代が始まったのではないのでしょうか。

私も町民の皆様初め、議会の皆様の御理解と御協力を得ながら職員と一丸となって新しい時代を乗り越えていきたいと強く決意しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

その話の延長線上にありますけれども、だから安倍首相とか内閣府の人たちが言われるのは、よく今テレビでも言われますけれども、以前あったような社会に戻ることはないという話ですね。今、町長の話とも結びつきますし、日銀の黒田総裁は、もはや経済のV字回復はあり得ないということはテレビで堂々とおっしゃいました。ということは、今まで産めや増やせよの高度成長期、こういう時代はもう来ないのであるということを自分たちは自覚していかないといけないわけですよ。それでSDGsと、今日の本題ですけれども、それが何が結びついていくのかということで、今回、議員に配られたこの冊子ですけれども、数か月に1回来ますけれども、フューチャー・デザイン、持続可能な自然と社会を将来世代に引き継ぐためにという冊子が今回配られました。その前々回にSDGsについての冊子も配られました。これはSDGsは何かというと、町長にも1回その言葉の意味をお伺いしたかったですけれども、自分が言ってしまいますけれども、日本語で持続できる開発目標ということですよ。持続できる開発目標ということで、何かといたら、これからそういう時代が到来してきたときに、いかに社会の生活、経済、一般を維持していくかということを考え直さなければいけないということで、国連が17の項目を提唱したのはSDGsだったということをこの一般質問で、3回目か4回目になると思います。

それでこれから経済成長もあり得ないこういう社会の中で自分たちが生きていかなければいけないわけですが、その持続できる社会づくりをどうすればいいのかということで、ちょっと今まで何回もここでSDGsを取り上げさせてもらったんですけれども、今度の町長の施政方針の中にSDGsに全然が盛り込まれていないということですね。2回目にも言いますけれども、肝付町のスマートエネルギーですよ。これもSDGsを元にして、町長これです。これは肝付町からもらったパンフレットですけれども、SDGsを元にしてエネルギー問題も取り組んでいるということです。この前も言いましたけれども大崎町は官房長官賞でごみの問題についてのSDGsの賞を受賞されました、大崎町は。それもごみ問題ですから、これから環境をよくしてどういうふうにして自分たちの社会を維持させていくかということをテーマに動いて

いらっしゃって、だから一昨年から取り組んでいらしかったということで、私もSDGsに関しては一昨年から言っているつもりです。だからSDGsを元にしてやっていけば、国からの、多分言いましたよね、マニュアルも来ているはずだし、SDGsにのっとって政策に取り組んでいけば、助成金、補助金の援助もあるということを行いましたけれども、そのSDGsを元にした施政方針が全然なかったということで、今回は仕方がないとしても、これから順次このことをテーマにして町政の政策提言、それから施政方針の中に盛り込んでいかなければいけないんじゃないかなと思っています。

このことで最後にちょっと申し上げたいんですけれども、例えば農業に関しても、私は町長に環境保全型農業について、SDGsを元にして政策提言、町のアピールとして訴えていただきたいというのがあるんです。だからさっき牧原議員もこれから施設園芸のこともおっしゃいましたけれども、施設園芸もやっぱり東串良の重要な経済基盤であるがゆえに、このSDGsに関していえば、例えばIPMのこと、生物指標ですね、農薬をいかに減らすかということ。あの志布志の農業公社に行きましたけれども、そこの東串良にいた方でしたけれどもIPMをすごく重要視していくということでした。それはどういうことかということ、私の知り合いもピーマンにミネラルを散布するんですよ。そうするとやはり自分が受精の活性化を狙ってやったんだけど味も良くなった、そして受精も良くなった。そうすると、今特別に自分はその方はあるところにピーマンを入れていらっしゃいますけれども、すごく農薬に関してもうるさいそうです。そして受精も良くなったということで、一挙両得で農薬をかける回数が大幅に減ったというんですね。だからすごくその辺も評価されています。それともう一方、私の知り合いの園芸の方が土壌薫蒸を辞めてもピーマンをやっているとおっしゃったんですね。それはなぜかといったらテロンとかピクリンをまかなくても、ネマトリンくらいで十分ピーマンなんかやっているとということをおっしゃいました。だから環境保全型農業宣言をすることによって、そういうことを町のアピールにもできるし、環境の維持を図る上でもすごく大事なことですけど、SDGsに基づいたそういう環境保全型農業、これは一つの提案ですけれども、町長いかがですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、そのとおりなんですけど、議員は、ただSDGsだけを探されたと思いますけれども、政策の中にちゃんと入っておりまして、柏原海岸にしろ、マダイ、ヒラメの放流とか、それとSDGsの17の項目の中にちゃんと入っております、入れたものが。私が勧めているLED政策もそうです。水銀灯をLEDに変えましょうと、総合体育館もそうです。今、各小中学校の体育館もそれに換えようとしております。そういう形で今議員おっしゃいました園芸もそうです。暖房やボイラーの燃料化も我がまち、松葉の特性を生かした、松葉を利用して燃料に使えないかとい

うことを考えております。土壌改良剤、肥料に対してもそうです。我がまちでもそういうものを園芸に使ってやっております。今、ルーピンの畑もそうですが、海岸保全活動の重要性についても、今、手をつけております。ビーチクリーナーやスライドモアによる柏原海岸の整備、清掃、そして松林におきますきれいに雑草、雑木の伐採も継続的に行って森林の保全、環境美化に努めております。これはSDGsにちゃんとそういう中ののっとったことでございます。ただ、あなたがSDGsにただ特化して、気がつかないだけであって、中身はそうなんです。ですから、第2期地方創生総合戦略にも環境保全、雇用確保の面からもSDGsの実現を目指した持続可能なまちづくり戦略を位置づけております。これらのことを念頭に経済、環境、社会の3つの観点から環境保全に主眼を置いたSDGs持続可能な地域環境づくりを目指すまちを目標に取り組んでまいり所存でございます。このことについては御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

であればこそ、さっき肝付町のこれですけれども、そういうアピールをするときは、SDGsにのっとったということをちゃんと一緒に発表してください。だからSDGsと関連が全然分かりませんよね。だからSDGsにのっとれば、さっき言ったように国からのマニュアルも来ているだろうし、そしてその助成金、補助金も受けられるわけですから、それは話がちょっと逆説的だと思っております。とりあえず町長はそういう方向に動いていくという方針であれば、自分たちもいろいろこれからまた政策提言にどんどん盛り込んでいかないといけませんし、こういう冊子も自分たちにも来ていることですから、SDGsについてもさっき言ったようにありましたので、これからそういう形で自分たちもどんどん政策提言していきたいと思しますので、その辺はまたよろしくお願いします。

次に行きます。

こっちを先にしてもよかったんですけれども、おおすみ半島スマートエネルギーについて。①と②があります。②のほうから言っているのかなと思うんですけれども、電力料金の削減ということで御提案があったと思うんですけれども、いろいろ話は聞いていますけれども、この件について一言ちょっとお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

②の事業にのっかかると電力料金の削減が図られるというのが、検討してみたかとい

うことでしょうか。以前、経費削減の一環で電気料金について現行の料金よりどれぐらい安いかということで見積もりを取っていただきました。おおすみ半島スマートエネルギー株式会社と九州電力株式会社２社に確認した経緯があります。結果につきましては、おおすみ半島スマートエネルギー株式会社が約５％の削減ということで、これも大きいなと思っていました。同時に、九州電力株式会社は約２０％の減額が可能ということで、この九州電力の場合は約４００万円ほど減額することができました。

したがって、電気料金の経費削減が大幅に図られる九州電力株式会社というところと引き続き契約を継続している状況でございます。ありがたいことに、結局おおすみ半島スマートエネルギー株式会社が出たおかげで競争相手ができたということでありがたい、感謝を申し上げます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

３番 瀬戸山譲一議員。

３ 番（瀬戸山）

ということは、スマートエネルギーが出てこなければ、九州電力に大幅に超過に料金を支払っていたということになってしまうんですけれども。だからこのおおすみ半島スマートエネルギー、いろいろ話を聞きに行きましたけれども、やっぱりその中で料金のこともいろいろ伺いました。そしてやはりここに書いてありますスマートグリッド・スモールグリッド、この概念について、町長に聞きたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

スマートグリッド、新しいお言葉ですけれども、これは電力の送電網の事だろうと思ってしまいますけれども、どうしてもスマートエネルギーの場合は、九電は送電網を利用しないとできないということだろうと思っております。それと最初に、おおすみ半島スマートエネルギーを使えないかということで、職員もちょっと協議させてもらいまして、やっぱりどうしても、もし災害があったときに復旧がどっちが早いかということも検討させていただきました。そうしたら、どうしても九州電力のほうで電工を持っている、工事関係を持っているということで復旧も早いだろうということで、そういうことも考えて一概におおすみ半島スマートエネルギーはどうかということ、今そういう形で災害時のことも考えたところでございます。スマートグリッドにつきましては、今言いましたけれども、このエネルギー、送電網のことを網羅したことがスマートグリッドじゃないかなと思っております。それぐらいでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

私は、前回、電気のことスマートグリッド、それからスモールグリッドのことで言ったんですが、九電が今この辺は大体主流に治めていますので強みがあるから小さな電力会社はなかなか及ばないところがあるということで、このスマートグリッドとスモールグリッドの考え方は何かというのは、根底はやはり一昨年の北海道の停電、ブラックアウト、それから去年の千葉の停電ですけれども、今言われた送電網のことで、それを小さく振り分けすることで大本が絶たれると一切合切が電気が来なくなるという考え方であれば、スマートグリッド・スモールグリッドの考え方をどうしても取り入れていかないといけないということになってしまうわけで、今は九電が強みを持っていますけれども、やはりこれはずっと自分たちが目を光らせて、停電のときにどうすればいいかということ、これは役場、我々議会もずっとこれは大事なことで、思って注視していかなければいけないことだと思っております。だからその辺は電気のことばかりといろいろ言われていますけれども、電気がないと世の中、今は何もできませんので、そのことも踏まえて十分留意されて、これからも電気のことについても考えていっていただきたいと思います。

そして3番目、寄附金の内容の明確化についてです。

去年もあそこで東京の関東・東くしら会の席で、ある方が来られて、幾ら幾ら寄附金をしたよという話を聞かせていただきました。相当な金額でしたけれども、これを町長は町のために有効利用させていただくという話を聞きましたけれども、町民としてもどういうふうに使われていたのか、どの方面にそのお金が使われているのかということをややはり知りたいという方もいらっしゃると思います。その辺はどんなふうに取り扱われているのか、ちょっとお聞きします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員お尋ねの多額の寄附金でございますが、ありがたいことに寄附金を頂いたことに感謝を申し上げているところでございます。やはり形に残るものと思ひまして、福祉バスの更新を検討いたしておりますけれども、現在のところ、福祉バスの更新の必要は今のところないということでございますので、今後また活用方法を検討していきたいと考えております。当然ながら公表したいと思っているところでございますけれども相手方がいらっしゃることでございますので、相手方の意向も踏まえつつ、町の広報紙等で記載は考えているところでございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

今おっしゃった話にもなってしまうわけですがけれども、町民の皆さんが分かりやすい、こういう事業があれば、こういうのに使いますということをちゃんと今、公表するとおっしゃいましたけれども、町報なり、そういうのをじゃんじゃん明確化して、透明性を図っていただければと思います。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、2 番 児玉勇治議員の発言を許します。

2 番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

通告に従いまして、新型コロナウイルスに対しての質問を3点させていただきます。

町長も施政方針で述べられたとおり、全国で新型コロナウイルスが発生し、大変な状況が続いているわけですが、鹿児島でも11人の感染者が発生しています。本町はまだ1人の感染者もいないわけですが、本町では、職員がいち早く新型コロナウイルス対策として役場での弁当注文と配付、ドライブスルーによる特別定額給付金の受付など、マスコミに大きく取り上げられて、東串良の対応を大いにアピールできたと思います。これも本町職員のアイデアと頑張りだと思い、頭の下がる思いがしました。新型コロナウイルスに対しては、先ほどから同僚議員からのいろいろな質問がなされ、私の質問とダブるところがあると思いますが、私なりの視点で質問したいと思いますので、御了承願えればと思います。

まずは、今回の新型コロナウイルスにより、ルーピン祭り、柏原大相撲、消防の操法大会など大きな行事が中止となりました。今後も予算を伴う大きな行事等が中止となった場合、どれぐらいの予算の残高が発生し、そのお金はどのように活用されるかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、商工会と連携し、役場正面玄関でのドライブスルー弁当に取り組み、また特別定額給付金についても小さなまちならではのスピード感をもって給付まで行えております。定額給付金及びえがお給付金の給付率は非常に高い給付率です。これもひとえに職員の協力によるところが大きかったと思います。行事の中止により予算執行の見込みがないものは操法大会の中止による510万円、農業祭や共

進会の中止による２１０万円、柏原大相撲町民運動会の中止による５２０万円などが主なものとなります。そのほかにも福祉大会や関西・東くしら会の中止などを含めると合計して１，６００万円程度が不用額となります。この不用額については、具体的に申し上げますと、えがお給付金、マスクや消毒液の購入、県の休業要請に伴う協力金の上乗せ、学業支援給付金、プレミアム商品券、役場１階のパーテーション設置、避難所用パーテーション購入を行っております。引き続き、国、県の動向を見極めながら各種支援策を講じていきたいと思っておりますので、よろしく御理解ください。

議 長（田之畑）

２番 児玉勇治議員。

２ 番（児 玉）

ただいまの町長の回答で予算が理解できましたが、私が思っていた金額よりは大分少なかったような気がします。町長が施政方針で述べられたとおり、休業等協力金と５割増し商品券に約１，２００万円、学業支援給付金が約１，５００万円が一般会計補正予算（第２号）で提出されました。今回の新型コロナウイルスが発生したことにより、国から特別定額給付金と地方創生臨時交付金等が支給されたと思いますが、その金額とほかに交付金等があれば伺います。また、国の特別定額給付金は１０万円だったと思うんですが、えがお支援給付金は町独自の１万円でもいいのかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

国からの交付金につきましては、今おっしゃられたほか特段ございませんが、町独自のえがお支援給付金につきましては、そのとおりでございます。

議 長（田之畑）

２番 児玉勇治議員。

２ 番（児 玉）

本町独自のえがお給付金につきましては、子供からお年寄りまで全ての町民に一律に支給され、私のような年寄りにも支給されたと喜びの声を多く聞きました。また素早い対応にも感謝されていまして。議員の委員会が調査した結果では、漁協、和牛振興会、酪農振興会、園芸振興会、建設業界、商工会等あらゆる分野で働く人たちが新型コロナウイルスで影響を受けているわけですが、本町の基盤は、基幹産業である園芸振興会は今回は余り影響がなかったと聞いたのですが、今後どうなるか予測が付きません。先ほど町長は、団体への、例えば和牛は８月２９日のイベントと言われたんですが、さきに述べられた以外に、まだほかに何か団体の援助されるような施策があ



れば。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、様々な業種において新型コロナウイルスの影響を受けていることと思いますけれども、また今後の感染者数や発生場所によっては、本町産業に多大な影響を及ぼす可能性があることから、状況を見極めながらその時々でも最も効果的な支援策が講じられるよう努めたいと思っておりますので、その際には、議員の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

ある学者は新型コロナウイルスはまだ始まったばかりだと言います。鹿児島市内でもまた感染者が出ています。新型コロナウイルスの第2波、第3波では今よりもっと大変な事態が考えられます。このような事態を考慮しての財政運営をお願いしまして、私の2点目の質問に入らせていただきます。

本町には1人の感染者も出ていないわけですが、本町には5つの医療機関があります。しかし、この5つの施設には入院施設がありません。町長も言われたとおり、旅館、ホテル等の宿泊施設もないわけで、PCR検査が進み、多く感染者が確認された場合、どうしても避難場所は私は役場とか学校等の公共の場所になるんじゃないかと思います。先ほど同僚議員が質問されたときにも体育館にはクーラーはつけないという話もありましたが、町長も避難施設の必要性は大事だと認めておられます。まちづくりのプロジェクト等で会議で協議されるとは思いますが、災害は待ってくれません。さきに述べた公共の場所は、どうしても3密の状態になると思います。以前は、避難時は避難だけを考えていればよかったんですが、避難場所で今後は新型コロナウイルスの対策も考慮した避難場所が必要となると思うんですが、町長はどうお考えですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

避難場所については、先ほど同僚議員にも答弁させてもらったんですが、とりあえずは、防災センターをコロナについては避難場所として考えております。あそこのほうがちょっと2階ではございますが、空調設備が整っておりますので、あそこを一応

避難所として考えております。

議 長（田之畑）

2 番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

町長から防災センターも出たのですが、今言ったとおり、数が少なければいいんですけども、多くの避難者が出た場合はどうしても入れないと思います。避難所は今、私が述べたとおり、いろんな場所があると思いますが、3密の状態を考えたのを今後は考えて、防災センター以外もまたいろいろ考えてもらえればと思います。

それでは、避難場所の在り方なんですが、先日、テレビで避難場所では段ボールのベッドが有効であると放送されていました。床に直接寝るよりは段ボールのほうが感染リスクが減るとのことでした。また段ボールで間仕切りをするとプライベートゾーンができてストレス解消にも良いということでした。本町には、段ボールのベッド、または段ボール等の在庫があるかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃいましたこの段ボールベッドにつきましては、避難所の床で雑魚寝することと比較した場合、感染リスクは低いとされております。段ボールの間仕切りにつきましても、ストレス解消や飛沫感染のリスクを抑えられるのではないかと考えているところでございます。なお、段ボールベッドについては、備蓄スペースに限りがあるため、エスパック株式会社と段ボール製簡易ベッドや間仕切りなどを災害発生後、町からの要請によりまして、速やかに配達していただくよう平成28年7月20日付で災害協定を締結しております。併せて今年度避難者用のプライバシーの保護と新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に、現時点でパーテーションを28張り購入しております。今後も避難所の備蓄物資の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長の回答を聞いて安心したところです。

もう一つなんですが、避難場所で年齢、その日の体調や体温により避難場所を振り分けるのも1つの案というのも、これも出ていたんですが、これについてはどうお考

えでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

日ごろから防災マップ等の避難先や避難経路、危険な場所などについて家族などで話し合っておいていただきたいということですね。まず、1点目につきましては、避難とは難を避けることで、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はございませんので、今言いました2つ目は、日ごろから防災マップ等で避難先や避難経路、危険な場所について家族で話し合っておいていただきたいと思っております。

それと、3つ目が避難先は町が開設した避難施設だけではありませんので、安全な親戚、知人宅に避難することも考えてみましょうということで、4つ目にマスク、体温計、消毒液が不足していますので避難所を利用する場合は、できるだけ食料や水、毛布などの非常持ち出し品と併せて、マスク、体温計、消毒用ウェットティッシュなどを自ら携帯していただくようにしていただければありがたいと思っております。

また、町では避難所でのマスク、体温計、消毒液を購入し、新型コロナウイルスに対する防災対策を講じているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長の意見を聞いたところでありますが、新型コロナウイルスが発生したことにより、今後は、避難や避難場所の確保も大きく変わると思います。3密の状況、その日の体調の問題等、考慮しなければなりません。また自家用車での宿泊の問題もあると思います。町長のいろんな意見も聞きましたが心配すれば切りがありませんが、これから豪雨や台風の時期です。それと併せて第2波の新型コロナウイルスの対策と避難場所の在り方も十分検討してもらいたいと思います。

続きまして、最後の質問になるんですが、先日、本町の小中学校における新型コロナウイルス感染拡大による休校が及ぼした影響について委員会で調査しましたが、その際、旧学年も現在の学年も1か月の休業での授業遅れは行事の精選や予備時数の活用で夏休みの授業実施は考えていないということです、私たちが調査したときは。私たちが調査してから時間も経過していますし、状況も変わっていると思います。今後の学校行事の対応や予備時数条件について教育長に伺います。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

議員の御指摘どおり、3校とも遠足や家庭訪問、また職場体験の中止、修学旅行の延期と行事の変更による時間、及び予備時数の活用をすることで、時間数的には休業による授業不足はほとんど解消できております。ただ学年や教科によっては数時間不足しているというのもあるということです。その意味で夏休みに無理しなくてもいいのではないかと答えた校長もいたと思います。小学校は6年生など高学年においては、ほとんど予備時数は残っていない。池之原小で9時間不足というようなことがありました。1年生とか低学年は予備時数もかなりあるようです。中学校は、総合学習の時間などを充てた行事なので、各教科の予備時数は残っているということです。ただし、今後第2波やインフルエンザ、また台風などのこともありますので予備時数を使い切るのはよくないと思っております。

よって、私としては夏休みを少し短くして、その日を授業日にしたいと考えております。職員団体との交渉もあり、職員会を経て校長会の意見をまとめて決定したいと考えています。なお、細部については、小学校、中学校の違い、また学年による違いがあつてしかるべきと考えますので、各学校に任せることになると考えております。

夏休みに補充授業をしたいと考えている主な理由を述べておきます。

1つ目、行事削減や予備時数利用等による時間数のみの補充ではなく、内容的に十分な補充をし、確かな学力をつけて、子供や保護者、そして指導する我々が安心できる形で2学期につなげたい。

2つ目、2学期もコロナの第2波やインフルエンザ等での休業、また2学期へ変更した行事もあるので、窮屈になることも想定し、授業ができるときに少しでも授業を進めておきたい。

3つ目、行事等の中止による子供たちの楽しみにしていた時間等を取り戻せる機会が2学期に持てるようにしたい。

4つ目、新型コロナによる特殊事情を考え、中学3年生やその保護者の気持ち等を考えれば、少しでも不安の解消になるであろうし何もしていないことのほうが不自然であると考えています。

5つ目、クーラーも完備していただいたので、夏もこれまでよりかは授業をしやすい環境にあると考えています。

6つ目、コロナの関係で換気の必要があります。多少電気代がかさみますが、そこは町にお願いしたいと思います。

最後ですが、給食を実施し、時間に余裕を持つことで保護者の負担も軽減できると思っております。

こういう理由等を考えまして、夏休みに少しでもそういう授業にするというふうに先生方をお願いしたところです。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

委員会で3校の調査を実施した際は、ほとんどの児童生徒がマスク着用で、2つの小学校では3密を避けるため、机の配置、教室の換気に配慮し、授業を受けていました。中学校は人数の関係で密の状態でした。この件については、先ほど同僚議員から指摘があったとおりです。中学生は全員マスク着用と聞き、感心したところです。今回、私たちの最大の調査目的は、旧学年の授業はどうなっているのか。1か月休業での授業の遅れはないのかというのが目的でしたが、3校とも家庭訪問の中止など、学校行事の精選や予備時数の活用で遅れた授業を取り戻すために、日々頑張っているやいしました。これはひとえに行政と学校の方々の努力のたまものだと思います。今後も学校にはまだまだ多くの行事が残っているわけですが、なかなか先を見通すことは困難だと思いますが、豪雨や台風で休校になった場合でも夏休みを少し行って、それに充てるということでした。

今後もしろいろ楽しい行事が子供たちには残っているわけですが、それに対しての影響はないか、再度教育長に質問します。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

今、お答えしたとおりです。だから全然ないと言われると、それはもう確かにあると思います、精神的なものも含め。ただそれを何とか解消しようということで、そして授業が遅れないようにということで、4月、5月の授業日には、とにかく授業を優先してということで先生方一生懸命やっていたということも聞いておりますし、また校長にもそこは確認しているところですので、最小限とにかく食い止めようということはお伝えしているところです。指導しているところです。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

今回の調査で、新型コロナウイルスで教育の格差は出ていないか、タブレットを活用した授業の検討はなされなかったのかなどの質問に対して、Wi-Fi調査をしたら60戸家庭のうち10戸の家庭しかないとの回答がありました。その後の調査で管理課長から先ほど言われたとおりです。新聞に裕福な家庭と貧困な家庭では教育に格差が出ると掲載されていました。裕福な家庭はオンラインを使用して勉強が進み、困難な家庭は生活することが精いっぱいなかなか子供の勉強まで手が回らないとあったのですが、教育は平等であるべきだと思います。この点に関しまして、教育長はど

のようにお考えかを質問します。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

議員の御指摘どおり、日本でもそうですが、世界の実態としましては、コロナに関係なく経済格差、あるいは教育格差があることは否めないと思っております。貧困パンデミックという言葉も聞かれるように、今回のコロナにより経済格差や教育格差が大きくなっていることも現実問題としてあると思っております。当然教育という面で格差があってはならないと思いますが、世界的に考えると大きな課題が残されたままだと思っております。日本の中でも経済的に余裕がある家庭とそうでない家庭との差は現実としてあります。東大入学者の保護者の経済力は他の大学、または地方大学のそれと比較したとき、東大が圧倒的に高いということは、その事例としてよく耳にすることです。しかし、私たちはそうであってはいけないし、それが全てではないということも知っておりますので、格差の解消に向けた努力を先生方もしてくれていると信じていますし、これからも努力していきたいと考えております。

またタブレットを1人1台という政府の方針で現在取り組んでいる最中ですが、先ほどもお答えしたとおりですが、完全に使用するまでにはかなり時間が必要と思われる。その環境を整えば、オンライン授業も現実のものとなるでしょうが、ハード面は予定が何とかたちました。ただソフト面の準備もしなければなりません。授業の準備をするのは先生方です。今すぐそれができる人はほとんどいないと思います。テレビや新聞でごく一部の人の事例が報道され、それが今すぐどこでも誰でもできるような錯覚を持っている人も多いのではないかと思います。現実はかなり厳しいと言わざるを得ません。それでも近い将来、A I と共存していくであろう子供たちを育てるためには、教員を初め、周りの大人が頑張るしかないと思っております。

あと1つ補足をしておきますが、I C T関係の整備が進んでいる県が全て学力が高いというわけではないし、むしろ全国学力調査の結果でも学力は全国トップの県がI C Tの整備は下位のほうであるというデータを報告した人もいます。要は、その使い方であり、子供たち一人一人がいかに関心の頭で考える習慣ができているかだと私は常に言っております。特に算数、数学でプログラミング学習やI C T活用で図形の見えない部分を想像させることなく、すぐにそこを見せてしまうような使い方をして、力がつくはずはないとかねてから訴えています。すぐに答えだけを欲しがったり、丸かバツだけを求めるような子供にはなってほしくないし、たとえ経済的に貧しくても、勉強は本人がその気になれば十分できることを知ってほしいと思っております。せめて人としての尊厳や強い心を育てる意味での格差がないように、これからも努力していきたいと考えているところです。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

2 番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

ただいま教育長の考えを聞き、安心したところです。今回の新型コロナウイルスの発生で自宅待機の子供たちへの家庭訪問、いろいろな学習帳を準備しての勉強の補充をしてくださった先生方には、頭の下がる思いです。今後も東串良町の子供たちが新型コロナウイルスに負けることなく、明るく元気に育ってくれることを願いまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月19日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午後2時50分

令和2年第2回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和2年6月19日 午前10時00分
閉 会 令和2年6月19日 午前10時50分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊 重巳 7番 前田 隆

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	宮 地 利 行
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	天 神 康 男	農地課長兼農業委員会事務局長	前 田 秀 一
会計管理者	有 嶋 義 昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田 尾 勝
総務課長	江 口 勝 志	社会教育課長	吉 留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	総務課長補佐	上 野 史 生
福祉課長	吉 永 広 史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫 村 良 教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大 園 保 広 書 記 浜 屋 啓 子

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
(委員長報告)

日程第 3 発委第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書

日程第 4 陳情第 4号 町道大塚古市線の道路改修について (委員長報告)

日程第 5 同意第 1号 農業委員会委員の任命について

日程第 6 同意第 2号 農業委員会委員の任命について

日程第 7 同意第 3号 農業委員会委員の任命について

日程第 8 同意第 4号 農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第 5号 農業委員会委員の任命について

日程第 10 同意第 6号 農業委員会委員の任命について

日程第 11 同意第 7号 農業委員会委員の任命について

日程第 12 同意第 8号 農業委員会委員の任命について

日程第 13 議案第 35号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 36号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 37号 東串良町優良雌牛促進資金貸付基金条例の制定について

日程第 16 議案第 38号 東串良町優良肉用繁殖雌牛更新促進事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 17 議案第 39号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 40号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 41号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 42号 職員の特殊勤務手当支給条例の制定について

日程第 21 議案第45号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 議案第46号 小型動力ポンプ付き水槽車購入契約について

日程第 23 議案第43号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第3号）

日程第 24 議案第44号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

日程第 25 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
(委員長報告)

日程第 3 発委第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書

日程第 4 陳情第 4号 町道大塚古市線の道路改修について (委員長報告)

日程第 5 同意第 1号 農業委員会委員の任命について

日程第 6 同意第 2号 農業委員会委員の任命について

日程第 7 同意第 3号 農業委員会委員の任命について

日程第 8 同意第 4号 農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第 5号 農業委員会委員の任命について

日程第 10 同意第 6号 農業委員会委員の任命について

日程第 11 同意第 7号 農業委員会委員の任命について

日程第 12 同意第 8号 農業委員会委員の任命について

日程第 13 議案第35号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第36号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第37号 東串良町優良雌牛促進資金貸付基金条例の制定について

日程第 16 議案第38号 東串良町優良肉用繁殖雌牛更新促進事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 17 議案第39号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第40号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第41号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第42号 職員の特殊勤務手当支給条例の制定について

日程第 21 議案第45号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 議案第46号 小型動力ポンプ付き水槽車購入契約について

日程第 23 議案第43号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第3号）

日程第 24 議案第44号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

日程第 25 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにし  
たいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議  
員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することで決定  
しました。

~~~~~

◆ 日程第2 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはか るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情につ いて

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をは
かるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

会 議 の 経 過

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 児玉勇治議員。

2 番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

ただいま議題となりました陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員会での審査結果を報告します。

本件については、6月12日に開会した教育産業常任委員会で、陳情の内容等について審査したところです。結果、子供たちの豊かな学びの実現のためには、自治体間の教育格差が生じることがないように、国が財源保障し教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが必要であり、本陳情の趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第3 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書

議 長（田之畑）

日程第3 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員長 児玉勇治議員。

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

ただいま議題となりました発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書ですが、地方自治体が独自財源により人的措置等をし、自治体間の教育格差が生じることは問題であります。全国のどこに住んでいても、平等に一定水準以上の豊かな学びを子供たちに提供する上での地方教育行政の推進には、国の施策として国庫負担による財政保障が必要であります。

このため、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、計画的な教職員定数改善の推進と、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを政府に対して要請するものであります。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第4 陳情第4号 町道大塚古市線の道路改修について

議 長 (田之畑)

日程第4 陳情第4号 町道大塚古市線の道路改修についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 児玉勇治議員。

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

ただいま議題となりました陳情第4号 町道大塚古市線の道路改修について、委員会での審査結果を報告します。

本件の審査は6月12日に委員会を開き、陳情者及び建設課長の立会いの下、現地に於て陳情箇所の現状等について説明を受け、調査しました。

陳情箇所は、幅員4メートル、延長260メートルの町道で、両側の側溝には蓋が乗せてあり、道路との段差がありました。陳情者からは大型車が通ると、音がしたり、蓋

会 議 の 経 過

が外れたりする。また、農業用機械の大型化により離合ができない状況や、道路に勾配があるものの、排水能力が落ち、水はけが悪くなっているので、排水対策の必要があることなどの現況を聞き、状況を確認しました。

以上を踏まえ、審査した結果、本陳情の趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号 町道大塚古市線の道路改修についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 同意第1号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第5 同意第1号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

## 会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

同意第1号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

東串良町岩弘2234番地在住の堅山秋敏さんを東串良町農業委員会委員に適任にあると存じますので、任命するものでございます。農業委員会等に関する法律第8号第1項の規定により東串良町農業委員会委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今回の委員会選考についてお尋ねします。

公平・公正に選考されましたでしょうか。また努力義務項目を含めて選考されていますでしょうか、質問いたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

公正・公平に選任いたしましたので、これは間違いございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番 小川香織議員。

1 番（小 川）

## 会 議 の 経 過

今回公平に選考されたということだったんですけれども、経験のある方を優先に選考され、未経験の方に対しては、まずは推進委員で学んでほしいとの判断で選考されたと、さきの説明会で町長は説明されたと思います。今回の公募内容の選考基準に経験等の項目は記載されていませんでした。また、努力義務項目についても掲げられている項目について該当している方がいらっしゃるにもかかわらず、選考、選任から外されております。選考する際、12名の応募に対して8名の選考選任に対して、規約と照らし合わせた際、努力義務等を含め協議されなかったのでしょうか。そしてなぜ公募に書かれていない経験が選考の基準として使われたのか、私はこのことに関して公平を感じないため、今回の選出選考に対して反対の立場を取らせていただきます。

議 長（田之畑）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

特にないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第1号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第6 同意第2号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第6 同意第2号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第2号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町池之原2919番地1在住の木佐貫一孝さんを東串良町農業委員会委員に

会 議 の 経 過

適任であると存じますので、任命するものでございます。提案理由は前案と同じでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第2号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 同意第3号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第7 同意第3号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第3号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

## 会 議 の 経 過

東串良町川西 2 1 4 9 番地 1 8 在住の福岡みどりさんを東串良町農業委員会委員に  
適任であると存じますので、任命するものでございます。提案理由は前案と同じでござ  
います。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第 3 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第 8 同意第 4 号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第 8 同意第 4 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とし
ます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

会 議 の 経 過

同意第4号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町新川西4937番地在住の大村教男さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものでございます。提案理由は前案と同じでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第4号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第9 同意第5号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第9 同意第5号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

同意第5号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町新川西5074番地在住の鶴丸千尋さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものでございます。提案理由は前案と同じでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第5号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。  
この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第10 同意第6号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第10 同意第6号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第6号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町川東767番地在住の吉ヶ崎弘一さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものでございます。提案理由は前案と同じでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第6号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。
この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第11 同意第7号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第11 同意第7号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。



## 会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

同意第7号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町川東1202番地2在住の久保田義春さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものでございます。提案理由は前案と同じでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第7号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。  
この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立少数です。

したがって、本件は同意しないことに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第12 同意第8号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第12 同意第8号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

会 議 の 経 過

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第8号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町川東4993番地1サンコーポラス松原201号在住の谷口憲三さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものでございます。提案理由は前案と同じでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第8号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第13 議案第35号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

日程第 1 3 議案第 3 5 号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 1 0 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第 3 5 号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 1 4 議案第 3 6 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第 1 4 議案第 3 6 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 1 0 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第３６号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第１５ 議案第３７号 東串良町優良雌牛促進資金貸付基金条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第１５ 議案第３７号 東串良町優良雌牛促進資金貸付基金条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１０日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第３７号 東串良町優良雌牛促進資金貸付基金条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１６ 議案第３８号 東串良町優良肉用繁殖雌牛更新促進事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第１６ 議案第３８号 東串良町優良肉用繁殖雌牛更新促進事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１０日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第３８号 東串良町優良肉用繁殖雌牛更新促進事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第 1 7 議案第 3 9 号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

議 長（田之畑）

日程第 1 7 議案第 3 9 号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 1 0 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第 3 9 号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第 1 8 議案第 4 0 号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条

会 議 の 経 過

例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第１８ 議案第４０号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１０日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第４０号 東串良町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１９ 議案第４１号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第１９ 議案第４１号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１０日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

## 会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第４１号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第２０ 議案第４２号 職員の特殊勤務手当支給条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第２０ 議案第４２号 職員の特殊勤務手当支給条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１０日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第42号 職員の特殊勤務手当支給条例の制定についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第21 議案第45号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

議 長 (田之畑)

日程第21 議案第45号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の  
制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第45号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、  
御説明申し上げます。

令和2年度国民健康保険事業費に伴う税率改正のため、東串良町国民健康保険税条  
例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

それでは、税務課長で結構ですが、今回本町の国保税について、1人当たりの国保  
税額、均等割ですね、それから1世帯当たりの国保税額、世帯割ですが、この二つに  
ついては引き上げると。そして所得割については、扱わないと。県の統治した方向で

ある資産割については廃止という大まかにいうとそういう方向に本町の国保税が変更されたわけだが、この所得割については、資産割については廃止ということで他町村と同じにするわけだが、その資産割が廃止された分をどっかで補わないかんということで均等割と世帯割ですね、均等割と平等割に割り振ったわけだけれども、この所得割については全く今回手をつけなかったわけですね。その辺の理由というか、考え方について当局はどのような判断がなされたのか、その点を質問しておきたいと思います。

議 長（田之畑）

税務課長。

税務課長（東水流）

お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、改正前は、応能割、応益割の検討をいたしましたところ、改正前は大まかに言いまして6割対4割ぐらいの応益、応能割の率になっておりまして、改正案では医療分につきましては、46対54、そして支援金分につきましては、44対56、同じく介護分についても約同率となっております。資産割が廃止されて所得割率を据え置いたことによりまして、全体としては応能割の占める割合は下がりました。均等割額と平等割額が引き上げられたことによりまして、応益割の割合は上がったという結果を見ました。議員御指摘のとおり、応能割合は所得割と資産割を差すものでございますが、今回資産割を廃止いたしましたので、応能割というと所得割となります。この所得割を上げるということになりますと、結果として過度に中間所得層に負担が集中することになってしまうということが危惧されました。したがって、中間の所得層の方に対する配慮を必要とするということになります。なお、所得割額だけを上げた場合に、賦課限度額がございますので、全体として調定される保険税額の総額はあまり増加しないということになります。

そして応益割合を引き上げることの効果といたしましては、応益割合、つまり個人均等割と世帯平等割の引上げをすることによりまして、中間所得層の負担を軽くすることができます。保険税負担を公平化する効果を持つものであります。当然のことですが、応益割を引き上げるということは、低所得者層の方々に対しては負担増となります。低所得者層には応益割の軽減措置がございます。所得に応じて7割、5割、2割が軽減されております。その軽減分につきましては、公費から支援されるところでございます。県から4分の3、町から4分の1が支援されるということでございますので、結果的に国保の特別会計の運営にとってはメリットがあるものと考えております。

それから所得割を引き上げた場合の中間所得層でございます。軽減世帯に該当しない世帯につきましては、さらに負担を求めることになってしまいますので、不公平感を招きかねないと危惧しているところでございます。

ただいま申し上げました理由によりまして、今回の税率引上げにつきましては、各

所得階層間の負担の公平化に貢献するもので十分に合理性があるものと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9 番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

私は、今回の国保税の改正に反対の立場を表明いたします。

一つは安倍政権によって、国保の都道府県化、これが全国的に進められているわけですが、既に大阪府などは全府下を統一した税率に変えるということもなされたようです。この都道府県化を利用して、さらなる全国的な国保税の値上げが行われているというのが実情であります。そこで全国知事会などが、この際、この国保税に対して国が1兆円程度財源を国保に出して、そして協会けんぽ並みの国保税額にするべきだという方針を打ち出していますが、なかなかそうならないということで私の属する日本共産党も国保の都道府県化に反対した政党であります。そしてこの均等割と平等割については、これは言わば以前の人頭税、つまり子供が1人増えても、その1人に対して平等に国保税額が加味されると。もちろんこれは先ほど出たように一定の所得によっては減額があるわけですが、人頭税と同じだと、均等割、平等割については。ということで批判をいたしておりますし、今回の改正で平均すると説明を受けたら大したことはないと言うと語弊がありますが1世帯当たり年間1万円に満たない税額の引上げですので、その点は当局や国保運営委員会でいろいろともんだ結果、そういう方向が出てはいるわけですが、やはり国保税の全体的な引上げだという立場から今回のこの税率の変更に反対の立場を表明いたします。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

なければ、ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから議案第４５号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第２２ 議案第４６号 小型動力ポンプ付き水槽車購入契約について

議 長（田之畑）

日程第２２ 議案第４６号 小型動力ポンプ付き水槽車購入契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第４６号 小型動力ポンプ付き水槽車購入契約について、御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した令和２年度石油貯蔵施設立地対策等交付金小型動力ポンプ付き水槽車購入事業でございます。物品購入事業につきましては、物品売買契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、小型動力ポンプ付き水槽車の物品購入金額は７００万円を超えるためでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから議案第46号 小型動力ポンプ付き水槽車購入契約についてを採決します。
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第23 議案第43号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第3号)

議 長 (田之畑)

日程第23 議案第43号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第43号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第3号)を採決し

## 会 議 の 経 過

ます。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第24 議案第44号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長 (田之畑)

日程第24 議案第44号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第44号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第２５ 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長（田之畑）

日程第２５ 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◆ 日程第２６ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第２６ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第７５条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会 議 の 経 過

会議を閉じます。

令和2年第2回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時50分